

官報

号外

平成四年五月二十日

○第二百三十三回 参議院會議録第十六号

平成四年五月二十日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十六号

平成四年五月二十日

午前十時開議

第一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、議員今泉隆雄君逝去につき哀悼の件

一、医療法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第五まで

一、外交・総合安全保障に関する調査の報告

○議長(長田裕二君) これより会議を開きます。

議員今泉隆雄君は、去る十一日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対

し弔詞をささげることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされました議員今泉隆雄君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

議長(長田裕二君) 大木浩君から発言を求められております。この際、発言を許します。大木浩君。

〔大木浩君登壇〕

○大木浩君 本院議員今泉隆雄君は、去る五月十一日、東京港区の済生会中央病院において肝不全のため急逝されました。

亡くなるつい半月ほど前まで、文教委員会において法案審査の質疑に立たれ、お元気な姿を拝見しておりました。その後体調を崩し入院されたところ、このことで御心配申し上げておりましたところ、御家族や関係者による必死の御看病のかいなく、よわい六十二にして生涯を閉じられたのであります。まことに哀惜の念にたえません。

私は、ここに、皆様の御賛同をいただき、議員一同を代表して、故今泉隆雄君のみたまに對し、謹んで哀悼の言葉をささげたいと存じます。

君は、昭和五年一月二十日、東京都荒川区にお

生まれになり、二十五年、舞台芸術学院演劇科を卒業された後、作曲の道を志されました。自來、音楽への情熱とたゆまぬ努力によってつくられた曲は大変な数に上り、君は御自身の著作の中でも、歌だけで一万五千曲、ミュージカルが百本、舞台や映画、テレビドラマの曲を加えたら何曲になるかわからないと述べられていたほどであります。

君が手がけられた多くの曲は、明るくだけれども口ずさめるメロディーで、幼い子供から大人まで幅広い層に親しまれ、数々の大ヒット曲を生んだのであります。昭和三十八年から四十五年にかけては、よく知られているように、「見上げてごらん夜の星を」「世界は二人のために」等の曲でレコード大賞各賞の受賞を続け、作曲家いずみたくの名は音楽界に確固たるものとなったのであります。また、君はミュージカルの創作に情熱を注ぎ、物まねでない日本独自の舞台をつくることに強い意欲を燃やされました。その一つ「歌麿」は文楽・化庁芸術祭賞の栄に輝き、本場アメリカ公演でも大成功をおさめたとお聞きしております。君は、赤字になることはわかっていても子供に多いミュージカルを見たいとの信念のもとに創作活動を続けられたこと、君の温かい情愛がしのばれるのであります。

君の曲は、また小中高等学校の教科書にも多数が採用され、学校における音楽教育の面でも多大なる貢献をなされているのであります。このように、音楽、芸能活動において目覚ましい業績を上げられた君は、平成元年六月、参議院に議席を得られ、政治活動の場に入られました。国会では、文教、商工、予算等の委員会に所属され、文教関係予算、芸術・文化、著作権、海外進出企業の行動、土地対策等の問題について、高い識見と豊富な体験とに裏打ちされた貴重な発言を続けてこられました。

特に、芸術・文化の振興には情熱を傾けられ、欧米諸国に比べ乏しい我が国の文化予算の増額、医療法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

オペラの上演できる第二国立劇場や児童専門劇場の建設を急ぐべきこと、学校での音楽教育の方法の改善等を強く説いておられました。みずからの卓越した文化活動に裏づけられた君の発言だけに、説得力を感じさせるに十分でありました。

今日、我が国は経済大国として、全世界からその行動が注目を集めております。こうした中で、国民が真に豊かに生きがいを持って生活できる生活大国、文化大国の建設が強く求められております。こうしたときに、文化に対する造詣が深く、豊かな感性をお持ちであった君に期待されるところまことに大でありましただけに、君を失うことは、本院のみならず国家、社会にとっても大きな損失で、痛恨のきわみであります。

君の国会活動における真摯な取り組みと、温厚篤実な中にも、酒を愛し、ざっくばらんな人柄は、何人からも親しみを集めておられました。君を交えた文教委員の懇談の場では、期せずして音楽が話題となり、そのうちに君の指導のもとで歌り会をぜひ持とうというところまで話が弾んだのであります。が、今となつてはかなわぬ夢となつてしまいました。

今、君と幽明境を異にし、君の温顔に再び接することができなくなりましたことに改めて深い悲しみを覚えるものであります。

心から御冥福をお祈りいたします。ここに、ありし日の今泉君の御功績と人柄をしのび、院を代表して、謹んで哀悼の言葉といたします。

議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、医療法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。山

下厚生大臣。

平成四年五月二十日 参議院會議録第十六号

議員今泉隆雄君逝去につき哀悼の件 議事日程追加の件 医療法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔国務大臣山下徳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(山下徳夫君) 医療法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の医療は、昭和二十三年に制定された医療法の基本的な枠組みのもとで、供給の総量としては基本的に充足を見るに至りました。

しかしながら、二十一世紀を十年後に控え、人口の高齢化、医学技術の進歩、疾病構造や患者の受療行動の変化等に対応していくため、医療提供の枠組み自体を見直していくことが求められております。

こうした状況を踏まえ、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目指し、医療を提供するに当たった基本理念を提示するとともに、医療を提供する施設をその機能に応じて体系化していくための必要な措置等を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、医療提供の理念等に関する規定の整備であります。医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師と患者の信頼関係に基づく、疾病予防等を含む良質かつ適切なものでなければならぬこと、また、医療を提供する施設の機能に応じ、在宅を含む適切な場所で効率的に提供されなければならないことを明示いたします。あわせて、この理念に基づく国、地方公共団体及び医療の担い手等の責務を規定いたします。

第二は、医療施設機能の体系化であります。現実に進みつつある医療施設の機能分化に対応するとともに、国民の適正な受療機会を確保するため、高度な医療を提供する特定の医療施設として特定機能病院を制度化し、また、長期入院を要する患者にふさわしい医療を提供するため、一般病床中に療養型病床群の制度を設けるものであります。また、理念等の規定の創設にあわせ、老人保

健施設について所要の規定の整備を行うことといたしております。

第三は、病院等の業務の外部委託に関する規定の整備であります。検体の検査や医療器具の滅菌消毒などの業務が院外に委託される場合にも、院内と同様の水準を確保しようとするものであります。

第四は、医療法人の行い得る業務の範囲として、疾病予防のための施設の設置を規定するものであります。

第五は、医療等に関する広告規制の見直しであります。医療を受ける国民に対して必要な情報が提供されるよう、一定事項の院内表示を義務づけるとともに、院外で広告できる事項及び方法を関係者の意見を聞いて定めるものとさせていただきます。また、医学技術の進歩に柔軟に対応すべく、広告できる診療科目を学術団体や医道審議会の意見を聞いて政令で定める事項とすることとしております。

この法律の施行期日は、基本理念の規定や医療法人の業務範囲の規定に関しては公布の日といたしておりますが、それ以外の部分につきましては、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行いたしますことといたしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして次のとおり修正が行われております。

その第一は、医療の担い手に薬剤師及び看護婦を明記すること、第二は、医療提供施設間の連携の情報の受け手等に薬剤師を明記すること、第三は、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係をより促進するための方策、病院及び診療所のあり方、病院における人員配置等について政府において検討等を行うこととあります。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(長田裕三君) ただいまの趣旨説明に對

し、質疑の通告がございます。発言を許します。菅野壽君。

〔菅野壽君登壇、拍手〕

○菅野壽君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしました。ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案につきまして質問を行います。

本法律案は、平成二年、第百十八回国会に政府から提出された法律案であります。本年は平成四年であります。本法律案が提出されて二年を経過しようとしております。世の移り変わりの速さは昔日の比ではありません。しかるに、政府は、二年を経過するというのに、これを撤回して世の現狀に当てはまるように改め再提出するということを行いませんでした。本法律案が提出されてから、老人保健法、健康保険法等の改正、診療報酬の改定など、多くの医療関係の改正が行われました。本来ならば、これらの事実を、また、この二年間の医療事情等の変化を織り込んだ法律案として再提出すべきものであります。衆議院において、私たちの意見が通り、多くの点で修正されたということも十分理由があることであります。

提案理由の一つに、二十一世紀を見据えた医療法を考えたこととありますが、二十一世紀を見据えた法案ならば、なぜ患者の権利の視点を基本理念規定に盛り込んでの再提出の道をとらなかったのか。また、私たちの要求を織り込んだことは、この医療法改正案が医療基本法により近づいたと理解するわけですが、医療の基本理念を取り入れることとした今回の改正により、本法律案は、単なる医療施設法から医療基本法へとその性格が変化してきていると理解してよいのですか、総理の御見解を伺いたいと思います。

また、このことに関連いたしまして、二十一世紀に向かつて日本の医療のあり方についての総理の基本認識を伺いたいと思います。

特に、総理は生活大国ということをおっしゃっているらしいです。この生活大国ということ

と、今後の医療のあり方、また高齢社会に備えての医療と福祉との関係を含めてどのようなビジョンをお持ちであるか、お示し願いたいと思います。

今回の改正案では、第一条の二において、医療提供の理念を示されました。生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とすることが医療提供の理念とされております。さらに、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、医療を受ける者の心身の状況に応じて行われ、単に治療のみならず、疾病予防のための措置及びリハビリテーションまでを含む良質かつ適切なものでなければならぬとされております。

このことに関しまして若干お聞きしたいと思っております。生命の尊重と個人の尊厳の保持に関しまして、脳死、臓器移植について総理はどのようにお考えでございましょうか。

脳死臨調の報告も出されておりますが、医療を提供する者にとっても、また臓器を提供しあるいは提供を受ける者にとっても、大変関心が深いものであります。この問題は大変微妙なものを含んでおりますが、今後の医療の発展等には避けて通れない問題であります。今すぐに結論を求めようというものではないと思いますが、総理のこの問題についての御認識を伺いたいと思っております。

また、個人の尊厳の保持に関しまして、延命医療及び末期医療について総理のお考えをお伺いしたいと思います。

しばしば見受けられます。医者として深く考えなくてはならない問題であると思ひます。そして、これはひとえに倫理、哲学の問題でもあります。ただ、医者ひとりがこの問題について考えなくてはならない問題ではないと思ひます。国民すべてがこの問題について真剣に考えなくてはならないと思ひます。

大變微妙で、かつ重要な問題であり、お答えしにくいことは十分に承知の上で、総理の個人としての、あるいは政治家としてのこの問題についての御見解を賜りたいと思ひます。

次に、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係につきましても同様に思ひます。

この信頼関係というものは、個々の個別的な信頼関係もさることながら、国民と医療提供者との間の信頼関係も含まれると思ひます。私たちは、この信頼関係醸成のためにはインフォームド・コンセントが必要であると、衆議院において修正を行ったわけであり、このインフォームド・コンセントにつきましても総理のお考えをお示しいただきたいと思ひます。

もちろん、がん等の場合など、国民のインフォームド・コンセントに対する認識を考慮しなければならぬ事例が多いのは十分に承知しているつもりであります。信頼関係を築くためのインフォームド・コンセントの重要性は少しも減少するものではありません。インフォームド・コンセントが医師と患者の信頼関係の確立に不可欠であることを医療法に明示する時期をお示し願ひたいと思ひます。

次に、提案理由説明では、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目指すことを理由の一つに挙げておられます。この良質かつ適切な医療の意味するところをお示しいただきたいと思ひます。今回の改正において、政府は、病院を特定機能病院、一般病院、療養型病床群とに分けましたが、このことと良質な医療の提供とはどのような関係にあるのか、

でしょうか。今回の病院の体系化は、「良質」ということではなく、いわゆる「適切」に重点が置かれているのではないかとおぼしめるのですが、「良質」との関係は詳しくお示し願ひたいと思ひます。

また、特定機能病院の創設につきましても、いわゆる三時間待ち三分診療の是正を掲げておられますが、国民が大病院に向かうのは病気に對する不安の解消のためではないでしょうか。たとえ三時間待ち三分しか診療してもらえなくても、安心するからそこ大病院に向かうのではないのでしょうか。そして、特定機能病院が高度な医療を提供する医療施設として定義されれば、なおのことこれら特定機能病院への集中化が起きることになるのではないのでしょうか。一般病院において良質な医療が提供できていないという厚生大臣の御認識ですか。

今回の体系化において、一般病院の位置づけが明確ではありません。特定機能病院と療養型病床群の創設は施設機能の体系化と言っておられますが、この分類の基準は同じものではありません。まず慢性医療と急性期医療とに分け、さらにその急性期医療において特定機能病院と一般病院とに分けたものであります。このような分類は、今回その位置づけが積極的になされていまい、一般病院が何か質の悪い病院であるかのごとき印象を与えかねません。一部大病院への患者の集中を是正する方法としての特定機能病院制度の導入は、当を得たものではありまじいと思ひます。今回の特定機能病院制度導入の趣旨及び患者の大病院集中は正策につきましても、改めて厚生大臣のお考えを承りたいと思ひます。

また、特定機能病院に紹介制を一部導入することとが、患者の受診病院振り分けに効果をもたらすことになるとお考えでしょうか。また、紹介制の導入が、特定機能病院と一般病院、診療所間の系列化を促進することにつながるおそれはないのでしょうか。一般病院や診療所が、特定機能病院の分院、出張所のような位置づけになるおそれがある

いでありまじいでしょうか。医療施設機能の体系化が、良質な医療提供につながらず、単に系列化への道につながることをおそれるものであります。この点につきましても、ご意見を伺ひたいと思ひます。また、厚生大臣の御見解を求めます。

療養型病床群の創設に關しお尋ねいたします。長期入院を要する患者にふさわしい医療を提供するため、一般病棟中に療養型病床群を設けることとされたわけであり、この療養型病床群に似た医療施設として老人病院があります。さらに老人保健施設があります。今回の改正で、老人保健施設は医療法における医療提供施設として定義されたわけであり、老人保健法において老人保健施設が創設された時点での説明では、老人保健施設は中間施設という意味づけがなされていたわけであり、そのときには、長期入院ということは考えられなかつた、社会復帰のための中間施設が必要であるという理由づけで老人保健施設が創設されたものではありまじい。今回の療養型病床群の創設に關しお尋ねいたしますが、老人保健施設のような説明がなされておられますが、老人保健施設創設時における説明と今回の療養型病床群創設における説明とに矛盾はございませぬでしょうか。

老人保健施設においては医療ケアと生活サービスが提供されるということは私も承知しております。しかし、衆議院厚生委員会における説明では、入院の場が療養だけではなく同時に生活の場にもなっているという観点から、入院中の生活にも配慮した医療が提供できるように病室を広くして居住性を増す、そういう配慮をした病棟を一般病院の中に導入するということを御説明されておられます。老人保健法における老人保健施設の説明では、老人保健施設には病弱の老人が入院する、病弱とは、慢性疾患の病状安定期にあり、入院治療する必要はないが医師のもとでの医学的管理を必要とする状態を言ひました。

今回、医療法改正案におきまして老人保健施設が医療提供施設として位置づけられたことは、今までの老人保健施設の定義は変更されるものと考えられますが、いかがでありまじいでしょうか。それとも、以前の定義がそのままではあるのか、厚生大臣の説明を求め次第であります。これらの各施設の説明に矛盾はないということであるならば、療養型病床群と老人保健施設との差異は何なのか。また、老人病院との差異の説明もあわせて求めます。

衆議院において修正された医療法改正案ですが、残念ながらまだまだ私たちの疑問は残っております。細かい疑問点は委員会におきまして明らかにしたいと思ひますが、基本的な点について総理及び厚生大臣の御見解を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 医療の目指すべき理念についてでございますが、今回の改正案におきまして初めて、「医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるもの」と規定をいたしました。医療提供のあり方について基本的な考え方を盛り込んだところでございます。これによりまして、いわゆる医療施設法的な考え方から一歩進みまして、法律の内容に広がりが生じていると考えておるところでございます。

なお、医師と患者の信頼関係に基づく医療の場における患者の権利の取り扱いにつきましては、なお検討を要する問題が多く、今後の課題としてまいりたいと思ひます。

次に、我が国の医療は、病院数、病床数など量的な面では欧米諸国と比べても遜色のない水準に達しており、今後は質的な充実を図っていくことが課題というふうに考えております。二十一世紀の本格的な高齢社会の到来に向けて、国民が病状

に於いて良質な医療を受けられる医療供給体制を確立することが大切であると思ひます。

今回の医療法改正はそのための第一歩となる改革であり、今後とも、国民の多様な需要に応じ、国民が安心して暮らすことができるように引き続き改革を行ってまいりたいと思ひます。その際には、現在整備を進めております各種の福祉対策と医療対策の有機的な連携を図られるように配慮をまいりたいと思ひます。

次に、脳死及び臓器移植についてのお尋ねでございますが、先般、臨時脳死及び臓器移植調査会から、良識に裏打ちされた臓器移植が推進され、それによって一人でも多くの患者が救われることを希望するという趣旨の答申をいただいたところであります。私としても、貴重な御意見と受けとめております。政府としても、この答申の趣旨を踏まえ、立法府の皆様とも十分に御相談をしながら、問題の円滑な解決に向けて努力を続けてまいりたいと思ひます。

次に、いわゆる延命医療あるいは末期医療についてのお尋ねでございます。

現在の医学水準では、治療効果が期待できないという状況の中で延命を第一義とする医療が行われることについては是非、あるいは患者が延命よりも疾病による苦痛から解放され穏やかに死を迎えられるようにすべきであるという議論があります。これをよく承知いたしております。しかし、この問題は人間の死にかかわる事柄であり、国民の考え方もさまざまと思われましますので、一律にあるべき姿を申し上げることは困難でございます。いずれにしても、医師と患者の信頼関係のもとに、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨として、それぞれの患者の心身の状況に応じて医療が提供されるべきものと考えます。

インフォームド・コンセントについてのお尋ねがございました。

今後の医療を考える上で重要な理念と認識いたします。しかし、我が国の医療は、従来、医師と

患者の信頼関係という幅広い考えに立って行われてまいりましたので、直ちにインフォームド・コンセントを法律で規定して強制することにつきましては、現場の医療に混乱をもたらすことがおそれられます。慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。この問題につきましましては、衆議院での修正により検討規定が置かれたところでございまして、今後の課題としてそのあり方について検討いたしてまいりたいと思ひます。

残りの御質問につきましては厚生大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣山下徳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(山下徳夫君) 菅野議員の御質問にお答えいたします。

まず、患者の権利の視点を医療法に規定することにつきましては、今回の改正法において新たに医療提供の理念を規定し、その中で、医療は医療を受ける者との信頼関係に基づき行われるものである等の規定を置いたところであります。

なお、医療の場においては医師と患者との信頼関係が基本であり、患者の権利をどのように取り扱い、どのように法的に規定していくことが望ましい医療のあり方に結びつくかということにつきまして今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

次に、医療法の性格についてのお尋ねであります。これまでの医療法はいわゆる医療施設法的な法律という見方もありました。しかし、今回の改正により、医療の目指すべき理念についての規定を置くなど、より医療に関する基本的な考え方を示すものになっていくと考えております。

次に、インフォームド・コンセントについてであります。いわゆるインフォームド・コンセントは医師と患者との信頼関係を支える方法の一つとして今後の医療提供の理念において重要な事項と考えておりますが、衆議院における審議の際に、政府において検討を加える旨法案修正をいた

だいたところであります。この検討に当たりましては、医療の現場に混乱を生じることのないよう医療関係者の合意が図られることが重要と考えており、現時点で検討期間あるいは法律への規定の時期をお示しすることは難しいと考えております。いずれにいたしましても、この問題の重要性にかんがみ、今後、医療法上の明示等の取り扱いを含め、誠心誠意検討してまいりたいと思っております。

次に、医療施設機能の体系化と良質な医療の提供の関係につきましては、医療施設機能の体系化を通じて患者の病状に適した人員配置や構造設備の基準が設定されることとなり、患者の病状に応じた適切な医療が提供されるものと考えております。

また、それぞれの医療施設の基準としましては、特定機能病院における手厚い人員配置や療養型病床群における患者のアメニティーへの配慮など良質な医療の提供に努めてまいることがといたし、今回の改正において全体として良質かつ適切な医療の確保に資するものと考えております。

次に、特定機能病院制度の導入の趣旨と患者の大病院集中は正策につきましましてございまして、特定機能病院は、高度の医療が必要な患者に医学技術の進歩に対応した高度の医療を効果的に提供することをおねがいしたとしており、それを制度化することであり、紹介制度を導入して、高度な医療を必要とする患者を優先的に取り扱うことを通じて適切な患者の流れを形成する一助としてまいりたいと思っております。制度運用に当たりましては、患者に納得のいくよう紹介制の取り扱いに配慮し、患者の集中化防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、患者の振り分けについてでございますが、特定機能病院への紹介制の導入は、高度な医療が必要な患者について地域の医療機関から受け入れることにより患者の流れをつくるための一つの方法であって、患者がどの病院で受診するかを

振り分けることを企図いたしておるものではないと思ひます。また、特定機能病院では紹介外で受診される患者についても受け入れることといたしており、真に必要な受診が妨げられることがないよう、制度運用上必要な配慮をまいりたいと考えております。

次に、紹介制による医療施設の系列化について申し上げます。

特定機能病院については、他の病院または診療所から紹介された患者に対し医療を提供することを法律上の義務づけといたしてあり、特定の系列機関からだけ紹介患者を受け入れるという仕組みにはなっておりません。医療機関の系列化については、適切な患者の流れを阻害するものと考えており、機能分化を目指す今回の制度改正の趣旨に反するものと考えております。

次に、老人保健施設の定義につきましては、老人保健施設は入院治療を行う施設ではありませんが、医療を提供している側面に着目して今回の医療法改正案において医療提供施設として位置づけられたところであり、その医療ケアと日常生活サービスをおわせて提供するという施設の性格は変わるものではないと考えております。

次に、療養型病床群と老人保健施設との関係につきましましては、老人保健施設は、入院治療を行う場ではなく、家庭復帰を目指し医療サービスと日常生活上の世話をおわせて提供する通達型施設であります。療養型病床群及び特例許可老人病院は、医療サービスの提供を主とする、疾病の入院治療を目的とする病院でございまして、特例許可老人病院は、主として老人慢性疾患の患者を対象とする施設として特例的に人員配置基準の適用を除外された施設でございまして、療養型病床群は、年齢にかかわらず長期にわたり療養を要する患者をすべて対象とし、長期療養患者の医療にふさわしい人員配置、構造設備の基準を示すことといたしておる次第でございまして。(拍手)

○議長(長田裕二君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(長田裕二君) 日程第一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案
日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長長田潤二君。

審査報告書
産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成四年五月十九日
厚生委員長 田潤 敷二
参議院議長 長田 裕二殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための特定施設の整備に関する基本方針、特定施設の整備計画の認定、特定周辺整備地区の指定に関する事項等を定めるとともに、産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証等の措置を講ずること等により、特定施設の整備を周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進しようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律案施行に要する経費は、平成四年度一般会計予算に産業廃棄物処理事業振興財団の基金造成に要する経費への補助として一億円が計上されている。

附帯決議

政府は、速やかに次の事項の実現に努力すべきである。

一、特定施設の設置に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査、検討し、その結果を特定施設の整備に反映させるよう指導し環境の保全に万全を期するとともに、整備計画の認定に当たっては、都道府県等への意見聴取手続きを通じて地元意向を十分尊重すること。
二、特定施設の設置について、周辺住民の理解と協力が得られるよう、特定周辺整備地区における公共施設の整備について地方自治体を積極的に支援し、特定施設の円滑な設置が図られるよう努力すること。

三、特定施設に搬入される産業廃棄物については、搬入される廃棄物の内容、排出事業者等を明らかにして搬入管理体制を徹底させるとともに、特定施設周辺の環境が汚染されることのないよう、また最終処分場の跡地管理が適正に実施されるよう必要な指導監督を行うこと。
四、産業廃棄物処理事業振興財団については、事業者責任の原則に照らして、関連事業者等から応分の拠出を求めるとともに、産業廃棄物の再生業の育成に十分配慮すること。

五、特定施設における産業廃棄物の処理費用について、排出事業者が適正に負担するよう指導するとともに、特定施設の設置に伴って、他の産業廃棄物処理業者の経営が圧迫されることのないよう配慮すること。
六、改正産業廃棄物処理法及び再生資源利用促進法に基づく措置との連携を図りつつ、引き続き産業廃棄物の減量化、再生利用の推進に積極的に取り組むとともに、それぞれの産業廃棄物に固有の事情を踏まえつつ、社会的・経済的に安定したリサイクルシステムの構築を図るなど、総合的かつ効果的な産業廃棄物対策が行われるよう努めること。

七、廃棄物処理業者に対する委託基準を強化するとともに、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物についても行政指導によるマニフェストの普及定着に努めるほか、改正産業廃棄物処理法附則第二条の規定を踏まえ、廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復措置及び汚染修復措置が実施できるよう、速やかに検討を進めること。その際、行政措置、民事上の賠償責任、費用負担等のあり方について幅広い見地から総合的な検討を行うこと。
八、PCBを含む廃棄物の管理状況について早急にその実態調査を行い、所要の措置を講ずるよう努めること。
右決議する。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成四年四月十六日
参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 櫻内 義雄

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案
産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 特定施設の整備の促進(第三条―第十五条)
第三章 産業廃棄物処理事業振興財団(第十六

条第二十五条)
第四章 雑則(第二十六条―第二十八条)
第五章 罰則(第二十九条―第三十一条)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、我が国における近年の国民経済の発展に伴い、産業廃棄物の排出量が増加するとともに、その種類が多様化し、産業廃棄物の処理施設に対する需要が著しく増大していることにかんがみ、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設の整備をその周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置を講ずることにより、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うために設置される一群の施設であつて、第一号に掲げる施設と第二号又は第三号に掲げる施設から構成されるもの(これらと一体的に設置される緑化施設、集会所施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設その他の施設を含む。)をいう。
一 二以上の種類(焼却施設、破碎施設、乾燥施設、脱水施設、中和施設、油水分離施設、コンクリート固型化施設、ばい焼施設、分解施設、洗浄施設、安定型最終処分場(環境に影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める産業廃棄物の最終処分場をいう。)、管理型最終処分場(環境に影響を及ぼすおそ

れのあるものとして政令で定める産業廃棄物の最終処分場をいう。)、遮断型最終処分場(環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして政令で定める産業廃棄物の最終処分場をいう。その他これらに類する施設の種類のうち、第十七条第一号において同じ。の産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の処理施設をいう。第十七条及び第二十七条において同じ。が一体的に設置される施設であつて、産業廃棄物の処理につき広く一般の需要に応ずるためのもの。)

二 産業廃棄物処理技術(産業廃棄物の処理に関する技術をいう。以下この号において同じ。に)に関する研究開発のための施設であつて産業廃棄物処理技術に関する研究開発を行う者の共用に供されるもの

三 産業廃棄物の適正な処理に関する研修施設、展示施設、会議場施設その他の共同利用施設

3 この法律において「特定周辺整備地区」とは、第十一条第一項の規定により指定された地区をいう。

4 この法律において「港湾区域等」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域(以下この項において「港湾区域」という。)、同条第四項に規定する臨港地区及び港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第二項の竣工認可の告示があつた日から一定期間を経過したものの他の政令で定めるものを除く。をいう。

第二章 特定施設の整備の促進

(基本指針)

第三条 厚生大臣、建設大臣、自治大臣、農林水産大臣、運輸大臣及び通商産業大臣(以下この条において「関係大臣」という。は、特定施設の整備に関する基本指針(以下「基本指針」という。))を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定施設の整備に関する基本的な事項
二 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項
三 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項

四 特定施設の施設及び設備に関する事項
五 特定施設の運営に関する事項
六 環境の保全その他の特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項
七 特定周辺整備地区の指定及び特定周辺整備地区に係る施設整備の方針の策定に関する事項

3 関係大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境庁長官その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 関係大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 関係大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境庁長官その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 関係大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 関係大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の認定の申請は、当該整備計画に係る特定施設の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

(認定の基準)
第五条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。

一 前条第二項第一号から第四号までに掲げる事項が基本指針に照らし当該特定施設の整備の目的を達成し、当該特定施設の機能を発揮させるため適切なものであること。
二 前条第二項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が当該特定施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 産業廃棄物処理法第十一条第一項に規定する産業廃棄物処理計画に適合したものであること。
四 特定周辺整備地区において整備される特定施設にあつては、当該特定周辺整備地区の施設整備の方針に照らし適切なものであること。

(関係都道府県等の意見の聴取)
第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県(当該整備計画に係る特定施設の所在地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域に含まれる場合においては、当該指定都市を含む。第三項、次条第一項及び第九条第二項において同じ。の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村(特別区を含む。指定都市を除く。次条第二項において同じ。の意見を聴かなければならない。
3 主務大臣は、第一項の規定により関係都道府県等の意見を聴いたときは、当該関係都道府県等の

2 前項の場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村(特別区を含む。指定都市を除く。次条第二項において同じ。の意見を聴かなければならない。
3 主務大臣は、第一項の規定により関係都道府県等の意見を聴いたときは、当該関係都道府県等の

2 前項の場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村(特別区を含む。指定都市を除く。次条第二項において同じ。の意見を聴かなければならない。
3 主務大臣は、第一項の規定により関係都道府県等の意見を聴いたときは、当該関係都道府県等の

意向が第四条第一項の認定に十分に反映されるように努めなければならない。

(認定の通知)
第七条 主務大臣は、第四条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた都道府県は、遅滞なく、当該通知に係る事項を関係市町村に通知しなければならない。

(整備計画の変更)
第八条 第四条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。は、当該認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(報告の徴収)
第九条 主務大臣は、第四条第一項の認定を受けた整備計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。に係る特定施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。))に対し、当該認定計画に係る特定施設の整備の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を関係都道府県に通知しなければならない。

(認定の取消)
第十条 主務大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定施設の整備の事業を行っていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 第六条及び第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。
(特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針)
第十一条 都道府県は、基本指針に基づき、特定施設の整備が行われ、又は行われるべき地区を含む地域のうち、当該特定施設の整備によりそ

の生活環境等が著しく変化するおそれがあると認められる地区であつて、その変化による影響を緩和するため特に当該特定施設の整備に関連して公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設）（その整備を都道府県知事又は市町村長が行うものであつて政令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の整備を図ることが適当と認められるものを特定周辺整備地区として指定し、当該特定周辺整備地区の施設整備の方針（以下この条において「施設整備方針」という。）を定めることができる。

2 施設整備方針においては、特定周辺整備地区の施設整備の基本的な事項、当該特定周辺整備地区において整備される特定施設又は整備されることが適当と認められる特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定周辺整備地区の施設整備に関し必要な事項を定めるものとする。

3 都道府県は、特定周辺整備地区を指定し、施設整備方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村（特別区を含む。）当該特定周辺整備地区に港湾区域等が含まれるときは港湾管理者を含む。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、前項の規定により関係市町村の意見を聴いたときは、当該関係市町村の意向が特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針に十分に反映されるように努めなければならない。

5 都道府県は、特定周辺整備地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針を公表するとともに、当該特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針を建設大臣、自治大臣及び農林水産大臣（当該特定周辺整備地区に港湾区域等が含まれるときは、建設大臣、自治大臣、農林水産大臣及び運輸大臣）に、当該特定周辺整備地区の区域及び特定施設の概要を主務大臣（建設大臣を除く。）に、それぞれ通知しなければならない。

6 前三項の規定は、特定周辺整備地区の区域又は施設整備方針の変更について準用する。

（資金の確保等）

第十二条 国及び地方公共団体（港務局を含む。以下同じ。）は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（公共施設の整備）

第十三条 国及び地方公共団体は、特定周辺整備地区の施設整備の方針の達成に資するために必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。

（指導及び助言）

第十四条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定施設の整備に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

（認定事業者に係る産業廃棄物処理責任者等についての特例）

第十五条 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物（産業廃棄物処理法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）を除く。）を処理するために産業廃棄物処理施設（産業廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）が設置されている特定施設に係る認定事業者については、産業廃棄物処理法第十二条第四項中「当該事業場」とに、当該事業場とあるのは、当該特定施設と、「産業廃棄物処理責任者」を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない」とあるのは「当該特定施設につき一人の産業廃棄物処理責任者を置かなければならない」とする。

2 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる特定施設に係る認定事業者については、産業廃棄物処理法第十二条の二第四項中「当該事業場」とに、当該事業場とあるのは、当該特定施設と、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない」とあるのは、人の特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない」とする。

第三十三条 産業廃棄物処理事業振興財団（指定等）

第十六条 厚生大臣は、特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物処理事業振興財団（以下「振興財団」という。）として指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、振興財団の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 振興財団は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第十七条 振興財団は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定計画に係る特定施設のうち、二以上の種類の産業廃棄物処理施設（廃油、廃酸、廃アルカリ及び特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の最終処分場又は廃油、廃酸、廃アルカリ若しくは特別管理産業廃棄物の処理施設（専ら産業廃棄物の再生の処理を行うものを除く。）に限る。）を含む第二条第二項第一号に掲げる施設並びに同項第二号及び第三号に掲げる施設を含むもの（次号において「特定債務保証対象施設」という。）の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定計画に係る特定施設（特定債務保証対象施設を除く。）の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

三 産業廃棄物処理法第十四条第八項に規定する産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理法第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者（以下「産業廃棄物処分業者等」という。）が行う産業廃棄物処理施設の整備の事業、産業廃棄物の処理に関する技術の研究開発の事業その他の産業廃棄物の処理に係る事業であつて共同して行われるものに必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

四 産業廃棄物処分業者等が行う産業廃棄物処理施設の近代化又は高度化を図るための施設の整備の事業のために必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

五 産業廃棄物処分業者等に対してこれらの者が行う産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

六 産業廃棄物の処理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七 産業廃棄物の処理に関する調査研究を行うこと。

八 産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物処分業者等又はその従業員に対して研修又は指導を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十八条 振興財団は、厚生大臣の認可を受け、前条第一号から第四号までに掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関

に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(基金)

第十九条 振興財団は、第十七条各号に掲げる業務に関する基金(第二十五条において「基金」という。)を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出せられ、た金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

(事業計画等)

第二十条 振興財団は、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 振興財団は、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の認可を行ったときは、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書の写しを、第二十七条第一号に規定する事業を所管する大臣(厚生大臣を除く。)及び自治大臣に送付するものとする。

(区分経理)

第二十一条 振興財団は、次に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二 第十七条第二号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 第十七条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 第十七条第六号から第八号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

(報告及び検査)

第二十二條 厚生大臣は、第十七条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、振興財団に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、振興財団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十三条 厚生大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、振興財団に対し、第十七条各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができ、(指定の取消し等)

第二十四条 厚生大臣は、振興財団が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができなと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(負担金についての必要経費算入の特例等)

第二十五条 基金に充てるための負担金を支出した場合においては、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

第四章 雑則

(大都市の特例)

第二十六条 第十一条の規定により都道府県の権限に属するものとされている事務は、特定周辺整備地区の全部が指定都市の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が行う。この場合においては、同条中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、第十一条第三項中「関係市町村(特別区を含む。）」とあるのは、「関係都道府県」と読み替えるものとする。

(主務大臣)

第二十七条 第二章における主務大臣は、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、特定施設が特定周辺整備地区(港湾区域等を含むものを除く。)において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、当該特定施設に係る大臣(この条の本文の規定により定められた大臣をいう。以下同じ。)、建設大臣、自治大臣及び農林水産大臣とし、特定施設が特定周辺整備地区(港湾区域等を含むものを除く。)において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、当該特定施設に係る大臣、建設大臣、自治大臣、農林水産大臣及び運輸大臣とする。

一 特定施設のうち、専ら特定産業廃棄物(産業廃棄物のうち再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第二項の政令で定める再生資源であつて政令で定めるものをいう。)の再生の処理を行う産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)を含むもの、当該再生資源とともに同項の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣(厚生大臣を除く。)及び厚生大臣

二 特定施設のうち、前号に掲げるもの以外のもの 厚生大臣

(経過措置)

第二十八条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十九条 第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第九号)第九條第一項に規定する認定事

業者で政令で定めるものが同法第二条第三項に規定する特定周辺整備地区において同法第九条第一項に規定する認定計画に従つて整備する同法第二条第二項に規定する特定施設で政令で定めるものの用に供する土地

附則第三十二条の三第十六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項の表の下欄中「附則第三十二条の三第四項から第十四項まで」を「附則第三十二条の三第五項から第十六項まで」に、「第三項まで」を「第四項まで」に、「附則第三十二条の三第三項」を「附則第三十二条の三第四項」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の前に次の一項を加える。

16 指定都市等は、事業所用家屋で産業廃棄物特定施設に係るもの新築又は増築で当該産業廃棄物特定施設に係る事業を行う産業廃棄物認定事業者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成六年三月三十一日までに行われたとに限り、第七百一条の三第二項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三第四十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三第十四項を同条第十五項とし、同条第四項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定都市等は、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第九条第一項に規定する認定事業者（以下本項及び第十六項において「産業廃棄物認定事業者」という。）が同法第二条第三項に規定する特定周辺整備地区において同法第九条第一項に規定する

認定計画に従つて整備する同法第二条第二項に規定する特定施設で産業廃棄物認定事業者の事業の用に供するもの（政令で定めるものに限る。第十六項において「産業廃棄物特定施設」という。）に係る事業所床面積に対しては、当該事業が法人の事業である場合には平成六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成六年分までを限り、第七百一条の三第二項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税のうち資産割を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第三項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第四項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第五項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第六項中「前条第十項」を「前条第十一項」に改め、同条第七項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改め、同条第八項中「前条第十三項」を「前条第十四項」に改め、同条第十項中「前条第十四項」を「前条第十五項」に改め、同条第十四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第十八項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

附則第三十八條第十一項及び第三十九條第十一項中「附則第三十二条の三第十五項」を「附則第三十二条の三第十七項」に、「附則第三十二条の三第四項から第十四項まで」を「附則第三十二条の三第五項から第十六項まで」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第四條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條 第二十八号中「及び食鳥処理の事業の

規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）を「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第 号）」に改める。

第六條 第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、基本指針を定め、及び整備計画の認定を行い、並びに同法の規定に基づき産業廃棄物処理事業振興財団を指定し、及び産業廃棄物処理事業振興財団に対し、認可その他監督を行うこと。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五條 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條 第八十六号の二の次に次の一号を加える。

八十六の三 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第 号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

（通商産業省設置法の一部改正）

第六條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條 第四十四号の二の次に次の一号を加える。

四十四の三 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第 号）の施行に関すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第七條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條の二 第二項第七十八号の三の次に次の一号を加える。

七十八の四 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第 号）の施行に関すること。

第四條 第一項第二十五号の五の次に次の一号を加える。

二十五の六 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定に基づき、基本指針を定め、及び整備計画を認定すること。

（建設省設置法の一部改正）

第八條 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條 第五十三号の二（平成三年法律第四十八号）の下に「及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第 号）」を加える。

（自治省設置法の一部改正）

第九條 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四條 第三号の五の次に次の一号を加える。

三の六 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第 号）の施行に関する事務を行うこと。

第五條 第三号の五の次に次の一号を加える。

三の六 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づき、基本指針を定め、及び整備計画を認定すること。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年五月十九日

参議院議長 長田 裕二殿

厚生委員長 田淵 勲二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げようとするものであり、適切な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成四年度一般会計予算に約三十三億円が計上されている。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、六五一、九〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		五、二一七、〇〇〇円	
第二項症		四、三四七、〇〇〇円	
第三項症		三、五八一、〇〇〇円	
第四項症		二、八三三、〇〇〇円	
第五項症		二、二九三、〇〇〇円	
第六項症		一、八五三、〇〇〇円	
第一款症		一、六八九、〇〇〇円	
第二款症		一、五三六、〇〇〇円	
第三款症		一、二三三、〇〇〇円	
第四款症		九九二、〇〇〇円	
第五款症		八七七、〇〇〇円	

第八条第二項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「十二万六千円」を「十三万二千元」に、「十万元」を「十三万二千元」に、「十八万円」を「十九万八千元」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成四年四月十六日

参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 櫻内 義雄

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、七八四、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		三、九七七、三〇〇円	
第二項症		三、三二七、四〇〇円	
第三項症		二、七四一、七〇〇円	
第四項症		二、一七三、二〇〇円	
第五項症		一、七六七、四〇〇円	
第六項症		一、四三三、一〇〇円	
第一款症		一、三〇一、九〇〇円	
第二款症		一、一八五、〇〇〇円	
第三款症		九五二、七〇〇円	
第四款症		七六九、八〇〇円	
第五款症		六七七、二〇〇円	

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	四、二三〇、六〇〇円	
第二款症	三、五一〇、三〇〇円	
第三款症	三、〇一〇、五〇〇円	

第四款 症	二、四七三、五〇〇円
第五款 症	一、九八四、六〇〇円

第二十六條第一項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「百七十万六千七百円」を「百七十七万二千四百円」に改める。

第二十七條第一項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「四万二千円」を「五万三千三百円」に、「百七十万六千七百円」を「百七十七万二千四百円」に、「百三十五万二千七百円」を「百四十万五千四百円」に改め、同条第三項の表中「四一四、三〇〇円」を「四一三、一五〇円」に、「三二七、八〇〇円」を「三二六、五五〇円」に、「二二四、〇〇〇円」を「二二三、五五〇円」に改める。

第三十二條第三項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「四万二千円」を「五万三千三百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)
第二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五万四千円」を「六万六千円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)
第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「四万二千円」を「五万三千三百円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。
第二條の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、第三條の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、附則第八條第四項の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、及び第三條の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定は、平成四年四月一日から施行する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定は、平成四年四月一日から適用する。

〔田淵勲二君登壇、拍手〕

○田淵勲二君 たいだいま議題となりました二件の法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案は、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための特定施設の整備に関する基本指針、特定施設の整備計画の認定、特定周辺整備地区の指定に関する事項等を定めるとともに、産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証等の措置を講ずること等により、特定施設の整備を周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進しようとするものであります。

委員会におきましては、排出事業者責任と公共関与のあり方、特定施設の環境アセスメントの必要性、本法案による産業廃棄物処理施設整備の見直し等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日について所要の

修正が行われております。

委員会におきましては、毒ガス障害者対策の拡充、沖縄の厚生年金格差是正等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第三 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鶴岡洋君。

審査報告書

外国人登録法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十九日

法務委員長 鶴岡 洋
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本邦に在留する外国人のうち永住者及び特別永住者について、その同一性を確認する手段としての指紋の押捺を廃止し、署名及び一定の家族事項の登録をもってこれに代えることとするともに、これに関連して外国人登録証明書の様式の変更、その切替交付その他所要の関連規定の整備等を行うとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成四年度一般会計予算に約二十億六千八百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 本邦に在留の外国人に対する行政の在り方にかかわる内外の諸情勢の推移を踏まえ、外国人登録制度の目的を明確にするとともに、外国人の人權を尊重して諸制度の在り方について検討し、その結果に基づいて、この法律の施行後五年を経た後の速やかな時期までに適切な措置を講ずること。

二 外国人登録法に定める罰則について、他の法律との均衡並びにこの法律における罰則間の均衡などを検討し、その結果に基づいて、適切な措置を講ずること。

三 指紋押捺拒否者その他の外国人登録法違反者に対しては、その実情を踏まえ、人道的立場に立った対応を行うこと。

四 外国人登録証明書の常時携帯・提示義務等に関する規定の運用に当たっては、外国人の日常生活に不当な制限を加えることのないよう配慮し、いやしきも濫用をわたることのないよう努めること。

五 永住者及び特別永住者の同一人性を確認する手段としての署名及び一定の家族事項の登録を実施するに当たっては、在留外国人の人權及び立場等に十分配慮した運用を行うこと。

特に、署名をしなければならない者が、疾病等本人の責めに帰すべき事由によつて、署名することが出来ない場合には、次回確認申請時期については人道的立場に立つて適切な措置を講ずること。

六 法改正により指紋押なつる必要となくなつた者の指紋原紙については、これを速やかに廃棄すること。また、それらの者の外国人登録原票の指紋部分については、今回の法改正の趣旨を踏まえ、今後の措置を速やかに検討すること。

外国人登録法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成四年四月十七日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 長田 裕二殿

外国人登録法の一部を改正する法律案
外国人登録法の一部を改正する法律
外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「事項」の下に「(第十八号及び第十九号については、当該外国人が入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者(以下「永住者」という。))又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。))に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))である場合に限る。」を加え、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第十九号を第二十号とし、同号の前に次の二号を加える。

十八 申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者(当該世帯主を除く。)の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄

十九 本邦にある父母及び配偶者(申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く。)の氏名、出生の年月日及び国籍

第五條第一項中「同条同項各号」を「同項各号(第十八号及び第十九号を除く。)」に、「登録証明書」を「外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。))」に改める。

第八條の二中「第七條第一項」の下に、第九條の二第一項を加え、「次の各号の」を「次に」に改め、同条第二号中「第七條第五項」の下に、第九條の二第六項を加える。

第九條第一項中「第十四号、第十五号又は第十九号」を「第十三号、第十四号又は第二十号」に改め、「場合」の下に「(次条第一項に規定する場合を除く。)」を加え、同条第二項中「第十一号、第十二号、第十七号又は第十八号」を「第十号、第十一号又は第十六号から第十九号まで」に改め、「前項」の下に「次条第一項を加え、同条第三項中「第八條第三項及び第六項の規定は、前二項の申請の場合に、同条第七項の規定は、第一項の申請の期間についてそれぞれ」を「第八條第三項の規定は第一項の申請又は前項の申請(第四條第一項第十八号又は第十九号に掲げる事項に変更を生じた場合を除く。))について、第八條第六項の規定は前二項の申請について、同条第七項の規定は第一項の申請について」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(永住許可等を受けた場合の変更等の登録)
第九條の二 外国人は、入管法第二十二條(入管法第二十二條の二第四項(入管法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による許可又は平和条約国籍離脱者等入管特例法第四條若しくは第五條の規定による許可を受けたことにより登録原票の記載事項のうち第四條第一項第十三号又は第十四号に掲げる事項に変更を生じた場合(当該外国人がかつて永住者又は特別永住者として登録を受けたことがあるため既に同項第十八号及び第十九号に掲げる事項の登録を受けている場合を除く。))には、その変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に對し、次に掲げる書類及び写真を提出し、その記載事項の変更並びに同項第十八号及び第十九号に掲げる事項の登録を申請しなければならない。

一 変更登録及び家族事項登録申請書一通
二 旅券
三 写真二葉
四 第四條第一項第十三号又は第十四号に掲げる事項に変更を生じたことを証する文書
五 前項の申請の場合において、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、当該外国人に係る登録原票に、当該申請に係る事項の変更の登録をするともに第四條第一項第十八号及び第十九号に掲げる事項を登録し、かつ、これらの事項以外の事項について、登録原票の記載が事実と合つているかどうかの確認をしなければならない。

4 市町村の長は、前項の確認をした場合において当該確認に係る第一項の申請をした外国人からされた第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請があるときは、これらの規定による申請に係る第六條第三項、第六條の二第四項若しくは第七條第三項の確認又は第十條第一項若しくは第二項の申請に基づく確認は、行わない。

5 市町村の長は、第三項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならぬ。

6 第五條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

7 外国人は、第五項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。ただし、交付される登録証明書を第十五條第三項の規定により代理人が受領する場合には、その受領の日から十四日以内に返納すれば足りる。

8 市町村の長は、第五項の登録証明書の交付をした場合において当該登録証明書の交付に係る第一項の申請をした外国人からされた第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請があるときは、これらの規定による申請に係る第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項又は第十一條第四項の規定による登録証明書の交付は、行うことができない。

9 第五項の規定により登録証明書が交付されたときは、交付の日前に当該外国人に對して交付された登録証明書は、その効力を失う。
10 外国人は、第五項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の規定により効力を失つた登録証明書を回復するに至つたときは、速やかにその居住地の市町村の長に對し、当該登録証明書を返納しなければならない。
11 第六條第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。
第十條の二第一項中「第九條第一項及び第二項の下に、第九條の二第一項を加える。」
第十一條第一項中「若しくは第七條第三項」を「第七條第三項若しくは第九條の二第三項」に、

「又は第七條第一項」を「第七條第一項又は第九條の二第一項」に改め、同條第三項に次の一号を加える。

三 第十四條の二の規定による署名をしていない者

第十四條第一項中「外国人」の下に「(永住者及び特別永住者並びに次條第二項に規定する者を除く。)」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(署名)

第十四條の二 十六歳以上の永住者及び特別永住者は、第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第二項若しくは第二項、第七條第一項、第九條の二第二項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請をする場合には、これらの規定による申請に係る申請書の提出と同時に、登録原票及び署名原紙に署名をしなければならない。ただし、その申請が第十五條第二項の規定により代理人によつてなされたとき、その他その申請に係る申請書の提出と同時に署名をすることができないときは、この限りでない。

2 十六歳以上の外国人(永住者又は特別永住者である者を除く。)で、かつて永住者又は特別永住者として前項の署名を同時に行うべき同項に規定する申請(その者が十六歳以上であつたとしたならば署名を同時に行うべきであつた申請を含む。)をし、当該申請に係る登録証明書の交付を受けたことのあるものについても、同項と同様とする。

3 署名の方法その他前二項の規定による署名について必要な事項は、政令で定める。

4 市町村の長は、第五條第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項、第九條の二第五項又は第十一條第四項の規定により外国人に交付する登録証明書に、当該登録証明書の交付に係る申請の時に当該外国人が第一項又は第二項の規定により登録原票又は署名原紙にした署名を転写するものとする。

第十五條第一項中「又は指紋の押なつ」を「指紋

の押なつ又は署名に改め、同條第三項中「第七條第五項の下に」第九條の二第六項を加える。

第十五條の二第二項中「第九條第一項若しくは第二項の下に」第九條の二第一項を加える。

第十六條中「又は」を「第九條の二第三項又は」に改める。

第十七條の見出しを「(政令等への委任)」に改め、同條中「この法律で政令に委任するものを除くほか」を「この法律に特別の定めがあるもののほか」に改め、「法務省令」の下に「(都道府県知事又は市町村の長の行うべき事務については、政令)」を加える。

第十二條第一項中「出入国港の下に」(入管法に定める出入国港をいう)を加える。

第十八條第一項 第一号、第二号及び第三号中「第九條第一項」を「第九條の二第一項」に改め、同項「第九條第一項」の下に「第九條の二第二項」を加え、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第十四條の二の規定に違反して署名をせず、又はこれを妨げた者

第十八條の二第一号中「第七條第七項」の下に「第九條の二第七項若しくは第十項」を加える。

同條第二号中「第九條第二項」を「第八條第一項若しくは第九條第一項若しくは第二項又は第九條の二第一項若しくは第二項」に改め、同項に「同項の」を「これらの」に改める。

第十九條中「第九條第一項若しくは第二項」の下に「第九條の二第一項」を加える。

附則第九項中「第七條第四項」の下に「第九條の二第五項」を「処理する」の下に「ほか、当該事務に關連する事務として政令で定めるものを処理する」を加える。

附則第十項中「登録証明書の調製に關する」を削る。

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第五條の規定は、公布の日から施行する。

(登録原票の登録事項等に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という。)

第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第二項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請に係る外国人登録原票(以下「登録原票」という。)

第一項若しくは第二項の申請に係る外国人登録原票(以下「登録原票」という。)

第二項の申請に係る登録証明書の切替交付の申請をしなければならない期間に關する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に於ては、区。以下同じ。))の長による指定については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧法第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第二項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請に係る登録証明書の切替交付の申請をしなければならない期間に關する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に於ては、区。以下同じ。))の長による指定については、なお従前の例による。

(登録証明書に關する経過措置)

第三條 旧法第五條第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項又は第十一條第四項の規定により交付された登録証明書は、この法律による改正後の外国人登録法(以下「新法」という。)

第四條 旧法第四條第一項の規定によりされた登録並びに旧法第六條第三項、第六條の二第四項及び第七條第三項の規定によりされた確認並びに旧法第十一條第一項又は第二項の申請に基づきされた確認は、新法第十一條第一項の適用については、新法の相当規定によりされた登録及び確認とみなす。

第五條 この法律の公布の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)

第六條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第七條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第八條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第九條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十一條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十二條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十三條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

2 旧法第十一條第三項第二号に掲げる者に該当するとして市町村の長によりされた同項の規定による指定は、第十四條の改正規定の施行により指紋を押すことを要しないこととなつた者についても、なおその効力を有する。

(公布の日以後に十六歳に達した永住者及び特別永住者に関する経過措置)

第五條 この法律の公布の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)

第六條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第七條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第八條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第九條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十一條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十二條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十三條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十四條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十五條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十六條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十七條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十八條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第十九條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

第二十條 旧法第三項並びに第十五條第二項及び第三項を除く。)

一項の登録を受けた日(第六条第三項、第六条の二第四項、第七条第三項若しくは第九条の二第三項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づき確認(第三項において「登録後の確認」という。)を受けた場合には、最後に確認を受けた日)の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から三十日以内」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

13 旧法第十一條第一項ただし書に規定する者に該当した永住者及び特別永住者で、十六歳に達した日がこの法律の施行前二十日以内に到来したもの(同条第二項の規定による確認の申請をした者を除く。)については、新法第十一條第二項中「十六歳に達した日から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から三十日以内」とする。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(永住者及び特別永住者に係る家族事項の登録に関する特例)

第七條 市町村の長は、永住者又は特別永住者
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者(以下「永住者」という。)又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、新

法第三條第一項又は第九條の二第一項の申請があつた場合のほか、新法第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請のうちこの法律の施行後における最初の申請があつたときに、新法第四條第一項第十八号及び第十九号に掲げる事項を登録原票に登録するものとする。(永住許可等を受けた場合の変更等の登録に関する特例)

第九條 この法律の施行前十四日以内に入管法第二十二條(入管法第二十二條の二第四項(入管法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による許可又は平和条約国籍離脱者等入管特例法第四條若しくは第五條の規定による許可を受けた外国人については、次に定めるところによる。

一 この法律の施行前に旧法第四條第一項第十四号又は第十五号に掲げる事項に係る旧法第九條第一項の申請をした者については、新法第九條の二の規定は、適用しない。

二 前号に掲げる者以外の者については、新法第九條の二第一項中「その変更を生じた日から十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から十四日以内」とする。

(登録証明書の切替交付の特例)

第九條 旧法第五條第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項又は第十一條第四項の規定により交付された登録証明書を所持する十六歳以上の永住者及び特別永住者については、附則第五條第二項及び第三項の規定によるほか、次に定めるところによる。

一 新法第十一條第一項中「第四條第一項の登録を受けた日(第六條第三項、第六條の二第四項、第七條第三項若しくは第九條の二第三

項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づき確認(第三項において「登録後の確認」という。)を受けた場合には、最後に確認を受けた日)の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から、旧法第四條第一項の登録を受けた日(旧法第六條第三項、第六條の二第四項若しくは第七條第三項の確認又は旧法第十一條第一項若しくは第二項の申請に基づく確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日)の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)から三十日を経過した日までの間」とする。

二 旧法第十一條第三項の規定による指定であつて附則第四條第二項の規定によりなお効力を有することとされるものを受けている者については、新法第十一條第一項の申請をしなればならない期間は、前号によつて読み替へた同項の規定及び同条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から、当該指定に係る日から三十日を経過した日までとする。

(地方自治法の一部改正)

第十條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第四第二号(中)延長することを承認し「を延長し」に、「引換交付」を「引替交付」に、「指紋を」を「指紋又は署名を」に改める。

(平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部改正)
第十一條 平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部を次のように改正する。

附則第四條中「第四條第一項第十四号又は第十五号」を「第四條第一項第十三号又は第十四号」に改める。

附則第五條第一項中「第四條第一項第十四号及び第十五号」を「第四條第一項第十三号及び第十四号」に改め、同条第二項中「第四條第一項第十四号」を「第四條第一項第十三号」に、「同項第十五号」を「同項第十四号」に改める。

〔鶴岡洋君登壇、拍手〕

○鶴岡洋君 ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本邦に在留する外国人のうち永住者及び特別永住者につきまして、その同一人性を確認する手段としての指紋押捺を廃止し、鮮明な写真、署名及び一定の家族事項の登録をもつてこれにかえることとするともに、関連して外国人登録証明書の様式の変更、その切りかえ交付、その他所要の関連規定の整備等を行うとするものであります。

なお、衆議院におきまして、居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について罰金刑のみとするともに、本法律公布の日以後に十六歳に達する永住者等につきましては指紋押捺を要しないものとする等との修正が行われております。

委員会におきましては、提出の経緯、指紋押捺を全廃しない理由、署名方法及び署名ができない場合の措置、制度改正後の指紋原紙と登録原票の取り扱い等につきまして質疑が行われたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案件賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案件は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第四 介護労働者の雇
用管理の改善等に関する法律案(内閣提出、衆議
院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。労働委員長向
山一人君。

審査報告書

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十九日

労働委員長 向山 一人

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における急速な高齢化の
進展等に伴う介護業務に係る労働力への需要の
増大に対処するため、また、介護労働者の雇用
管理の改善、能力の開発及び向上等を進めるこ
とにより福祉の増進を図るため、労働大臣によ
る介護雇用管理改善等計画の策定、事業主等に
対する助成及び援助、介護労働安定センターの
指定、雇用促進事業団による借入れ資金の債務

保証等の措置を講じようとするものであり、妥
当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成四年度に
おいて、一般会計予算に三十億円、労働保険特
別会計予算の雇用勘定に約四十八億七千二百万
円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、介護業務に係る
労働力の確保に資するため、次の事項について、
特段の配慮をすべきである。

一、介護労働者の雇用管理の改善の促進、能力の
開発及び向上等の介護労働力確保対策を総合的
に推進すること。

二、労働行政と厚生行政の連携をはじめとする関
係行政の十分な連携の確保を図ることにより、
実効ある介護労働力確保対策を講ずること。

三、家族の介護に携わる労働者の職業生活と家庭
生活の両立を可能とするため、介護休業制度の
普及促進に格段の努力を払うこと。

四、公共職業安定所における介護労働者の職業紹
介機能及び体制の充実強化を図るとともに、そ
の他の職業紹介機関との連携を確保し、利用環
境の整備に努めること。

五、介護労働者の能力の開発及び向上のため、公
共職業訓練及び事業主等の実施する教育訓練に
対する支援等職業能力開発施策の適切な実施を
図ること。

六、本法に基づく各種助成・援助制度について
は、介護労働者の雇用管理の改善が確実に促進
されるよう適切な運用に努めること。また、介
護労働安定センターについては、その業務が適
切に行われるよう、十分指導すること。

右決議する。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年五月十二日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
案

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法
律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 介護雇用管理改善等計画(第六条・第
七条)

第三章 介護労働者の雇用管理の改善等

第一節 介護労働者の雇用管理の改善(第八
条―第十二条)

第二節 職業訓練の実施等(第十三条・第十
四条)

第四章 介護労働安定センター(第十五条―第
三十一条)

第五章 雇用促進事業団の業務(第三十二条)

第六章 罰則(第三十二条・第三十四条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢
化の進展等に伴い、介護業務に係る労働力への
需要が増大していることにかんがみ、介護労働
者について、その雇用管理の改善、能力の開発
及び向上等に関する措置を講ずることにより、
介護業務に係る労働力の確保に資するとともに
に、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的
とする。

(定義)

第二条 この法律において「介護業務」とは、身体

上又は精神上の障害があることにより日常生活
を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、
食事その他の介護を行う業務をいう。

2 この法律において「介護労働者」とは、専ら介
護業務に従事する労働者をいう。

3 この法律において「事業主」とは、介護労働者
を雇用して、専ら介護業務を業として行う者を
いう。

4 この法律において「職業紹介事業者」とは、介
護労働者について職業安定法(昭和二十二年法
律第四十一号)第三十二条第一項ただし書の
許可を受けて有料の職業紹介事業を行う者をい
う。

(事業主等の責務)

第三条 事業主は、その雇用する介護労働者につ
いて、労働環境の改善、教育訓練の実施、福利
厚生充実その他の雇用管理の改善を図るため
に必要な措置を講ずることにより、その福祉の
増進に努めるものとする。

2 職業紹介事業者は、その行う職業紹介事業に
係る介護労働者及び介護労働者になろうとする
求職者について、これらの者の福祉の増進に資
する措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、介護労働者の雇用管理の改善の促
進、介護労働者の能力の開発及び向上その他の
介護労働者の福祉の増進を図るために必要な施
策を総合的かつ効果的に推進するよう努める
ものとする。

2 地方公共団体は、介護労働者の福祉の増進を
図るために必要な施策を推進するよう努める
ものとする。

(適用除外)

第五条 この法律は、国家公務員及び地方公務員
並びに船員職業安定法(昭和二十三年法律第百
三十号)第六條第一項に規定する船員について
は、適用しない。

第二章 介護雇用管理改善等計画

(介護雇用管理改善等計画の策定)

第六條 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画(以下「介護雇用管理改善等計画」という。)を策定するものとする。

2 介護雇用管理改善等計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 介護労働者の雇用の動向に関する事項

二 介護労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定する場合には、あらかじめ、厚生大臣と協議するとともに、中央職業安定審議会の意見を聴くものとする。

4 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、介護雇用管理改善等計画の変更について準用する。

(要請)

第七條 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対し、介護労働者の雇用管理の改善、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請をすることが出来る。

第三章 介護労働者の雇用管理の改善等

第一節 介護労働者の雇用管理の改善(改善計画の認定)

第八條 事業主のうち政令で定める事業を行うもの(以下「特定事業主」という。)は、その雇用する

る介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置(以下「改善措置」という。)についての計画(以下「改善計画」という。)を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、その改善計画が適当である旨の認定を受けることが出来る。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 改善措置の目標

二 改善措置の内容

三 改善措置の実施時期

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が、当該特定事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(改善計画の変更等)

第九條 前条第一項の認定を受けた特定事業主(以下「認定特定事業主」という。)は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定特定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことが出来る。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(雇用福祉事業としての助成及び援助)

第十條 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定特定事業主に対して、雇

用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

(指導及び助言)

第十一條 国及び都道府県は、認定特定事業主に對し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十二條 都道府県知事は、認定特定事業主に対して、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めることが出来る。

第二節 職業訓練の実施等

(職業訓練の実施)

第十三條 労働大臣は、介護業務の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。

(職業紹介の充実等)

第十四條 労働大臣は、介護労働者になろうとする者にその有する能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び介護業務に係る労働力の充足を図るため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 介護労働安定センター

(指定等)

第十五條 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第十七条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することが出来る。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「介護労働安定センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 介護労働安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第十六條 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することが出来る。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限る。かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)

第十七條 介護労働安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して提供すること。

二 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その負傷、疾病等に関する援助その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(介護労働安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施)

第十八条 労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 事業主に対して支給する給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。

二 介護労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。

三 介護労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

四 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者にならうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

五 職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。

六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 介護労働安定センターは、第一項に規定する業務(以下「雇用福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所所在地を労働大臣に届け出なければならない。介護労働安定センターが当該業務を行う事務所所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により介護労働安定センターに行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十九条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が雇用福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(報告)

第二十条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務のうち第十八条第一項第一号に係る業務(第二十六条において「給付金業務」という。)を行う場合において当該業務に関し必要があるとき、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第二十一条 介護労働安定センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 介護労働安定センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第二十二条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務を行う場合には、雇用福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十三条 国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、介護労働安定センターが雇用福祉事業関係業務を行う場合における介護労働安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員及び解任)

第二十五条 介護労働安定センターの役員は、その効力を生じない。

2 介護労働安定センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十七条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、介護労働安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の公務員たる性質)

第二十六条 給付金業務に従事する介護労働安定センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第二十七条 労働大臣は、第二十七条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要限度において、介護労働安定センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、介護労働安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十八条 労働大臣は、この章の規定を施行するために必要限度において、介護労働安定センターに対し、第二十七条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十九条 労働大臣は、介護労働安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第二十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができなかつたと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十六条第一項の条件に違反したとき。

五 第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで雇用福祉事業関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施)

第三十条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は介護労働安定センターが雇用福祉事業関係業務を行うことが困難となつた場合において

て必要があると認めるときは、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとする場合には、当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(聴 聞)

第三十一条 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一 第二十五条第二項の規定による役員解任命令

二 第二十九条第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

第五章 雇用促進事業団の業務

第三十二条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号。次項において「事業団法」という。)第十九条に規定する業務のほか、介護労働者の福祉の増進を図るため、次に掲げる業務を行う。

一 特定事業主がその雇用する介護労働者の福

祉の増進を図るための設備の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 職業紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者になろうとする求職者(職業紹介事業者にあつては、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする求職者に限る。)の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

三 介護労働安定センターに対して第十七条第二号に掲げる業務に関し必要な助成を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前五号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務であつて政令で定めるものを行うこと。

2 前項の規定により雇用促進事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十九条の二第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「介護労働者法」という。)(第三十二条第一項に規定する業務」と、事業団法第二十条第一項中「第十九条第一項及び第三項」とあるのは「第十九条第一項及び第三項並びに介護労働者法第三十二条第一項」と、事業団法第二十一条第二項中「認可」とあるのは「認可(介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、事業団法第二十四条第三項中「承認」とあるのは「承認(介護労働者法第三十二条

第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、事業団法第二十七条中「第三項に規定する業務」とあるのは「第三項に規定する業務並びに介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務」と、「同項」とあるのは「第十九条第三項」と、事業団法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は介護労働者法」と、事業団法第四十条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び介護労働者法第三十二条第一項」とする。

第六章 罰則

(罰 則)

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職業安定法の一部改正)
第三条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)」を「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十五の次に次の一号を加える。

二十の十六 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)

(労働省設置法の一部改正)

第五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号の三の次に次の二号を加える。

四十三の四 介護雇用管理改善等計画の策定に関すること。

四十三の五 介護労働安定センターの監督に関すること。

第四条第五十一号中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)」を「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成三年法律第五十七号)」に改める。

関する法律(平成四年法律第 号)に改める。

第五十三号の次に次の二号を加える。

五十三の二 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、介護雇用管理改善等計画を策定すること。

五十三の三 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、介護労働安定センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

〔向山一人君登壇、拍手〕

○向山一人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、我が国の急速な高齢化に伴う介護労働力への需要の増大に対処するため、また、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護雇用管理改善等計画の策定、事業主等に対する助成及び援助、介護労働安定センターの指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国における高齢化の見通しと高齢者対策のあり方、介護労働者の雇用管理の改善、家政婦等の就業条件の改善及び社会的地位の向上、介護労働力確保対策における関係行政間の連携等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第五 日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長粕谷照美君。

谷照美君。

審査報告書

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年五月十九日

通信委員長 粕谷 照美

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、外国人等が日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社の株式とその議決権の五分の一未満の割合の範囲内にお

いて所有できるようにするとともに、これに伴い両会社その他第一種電気通信事業者の株券等の保管振替制度の利用に關し所要の規定を整備するほか、日本電信電話株式会社の資金調達の円滑化に資するため、当分の間の措置として政府が保有しなければならぬ当該会社の株式の数の算定方法の特例を定める等を行うものであり、おおむね要当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。

平成四年五月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案

法律案

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律

(日本電信電話株式会社法の一部改正)

第一条 日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「新株引受権付社債」を「新株引受権付社債」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第四条の二 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が五分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人又は団体

2

会社は、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十一条第一項の規定による通知に係る同法第三十条第一項に規定する実質株主のうちの前項各号に掲げる者が同条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて同法第三十二条第二項の規定により実質株主名簿に記載することとした場合に外国人等議決権割合が五分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないように当該株式の一部に限つて実質株主名簿に記載する方法として郵政省令で定める方法に従い記載することができる株式以外の株式につ

いては、同項の規定にかかわらず、同項の規定による実質株主名簿の記載をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、会社は、その発行済株式の総数が増加することとなる場合においても、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十四条ノ三第一項の一定期間の初日又は同項の一定の日から郵政省令で定める日数前までに、郵政省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

第七条中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第九条の見出しを「(取締役及び監査役)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

日本の国籍を有しない人は、会社の取締役又は監査役となることができない。

第十七条中「第四條第三項」を「第四條第二項」に改める。

第二十條第一項中「百万円」を「二百五十万円」に改める。

第二十三條を第二十四條とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十三條 第四條の二第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その違反行為をした会社の職員又は名義書換代理人(名義書換代理人が法人である場合は、その従業者)は、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一條を加える。

第二十五條 第四條の二第四項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不実の公告をした会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。

附則に次の一條を加える。

(発行済株式の総数の算定方法の特例)

第十三條 第四條第一項の規定の適用については、当分の間、商法第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、転換株式の転換又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる株式の各増加数(次項において「不算入株式数」という)は、それぞれ同項の発行済株式の総数に算入しないものとする。

2 前項に規定する株式の増加後において株式の分割又は併合があつた場合は、不算入株式数に分割又は併合の比率(二以上の段階にわたる分割又は併合があつた場合は、全段階の比率の積に相当する比率)を乗じて得た数をもつて、同項の発行済株式の総数に算入しない株式の数とする。

(国際電信電話株式会社法の一部改正)

第二條 国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一十号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第四條 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三

号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という)が五分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人又は団体

2 会社は、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十一条第一項の規定による通知に係る同法第三十條第一項に規定する実質株主のうちの前項各号に掲げる者が同条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて同法第三十二條第二項の規定により実質株主名簿に記載することとした場合に外国人等議決権割合が五分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないように当該株式の一部に限つて実質株主名簿に記載する方法として郵政省令で定める方法に従い記載することができる株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による実質株主名簿の記載をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、会社は、その発行済株式の総数が増加することとなる場合においても、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。

合においても、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十四条ノ三第一項の一定期間の初日又は同項の一定の日から郵政省令で定める日数前までに、郵政省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

第六條中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第八條を次のように改める。

(取締役及び監査役の欠格事由)

第八條 日本の国籍を有しない人は、会社の取締役又は監査役となることができない。

第十條を次のように改める。

第十條 会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

転換社債又は新株引受権付社債を発行しようとするときも、同様とする。

第十七條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加える。

第十七條 第四條第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その違反行為をした会社の職員又は名義書換代理人(名義書換代理人が法人である場合は、その従業者)は、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一條を加える。

第十九條 第四條第四項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不実の公告をした会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。

(電気通信事業法の一部改正)

第三条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九十一条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加え、同条第二項中「第一種電気通信事業者」の下に「(次条第二項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 前条第一項の第一種電気通信事業者であつて株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十三条第一項に規定する保管振替事業において取り扱われている株券を発行しているものは、同法第三十一条第二項の規定による通知に係る同法第三十条第一項に規定する実質株主のうち

の外国人等が同項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて同法第三十二条第二項の規定により実質株主名簿に記載することとした場合に第十一条第七号に該当することとなるときは、同号に該当することとならないように当該株式の一部に限つて実質株主名簿に記載する方法として郵政省令で定める方法に従い記載することができる株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による実質株主名簿の記載をしないことができる。

2 前項の第一種電気通信事業者は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十四条ノ三第一項の一定期間の初日又は同項の一定の日から郵政省令で定める日数前までに、郵政省令で定める方法により、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければなら

ない。

第百十三条を次のように改める。
第百十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第三十三条の規定に違反した者
- 二 第九十一条の二第二項の規定に違反して公告することを怠り、又は不実の公告をした者

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔粕谷照美君登壇、拍手〕

○粕谷照美君 ただいま議題となりました日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、外国人等が日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社の株式をその議決権の五分の一未満の範囲内において所有できるようにするとともに、これに伴い、両会社その他第一種電気通信事業者の株券等の保管振替制度の利用に關し所要の規定を整備するほか、日本電信電話株式会社の資金調達に資するため、

当分の間、政府が保有しなければならない株式数の算定方法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、電気通信自由化の進展状況と今後の課題、外資規制のあり方、NTTの経営状況と株主対策等について質疑が行われまし

たが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。外交・総合安全保障に関する調査会中西一郎君。

○議長(長田裕二君) この際、外交・総合安全保障に関する調査会長から、外交・総合安全保障に関する調査の報告を聴取したいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。外交・総合安全保障に関する調査会長中西一郎君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

○中西一郎君 外交・総合安全保障に関する調査会における調査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

本調査会は、外交・総合安全保障に關して長期

的かつ総合的な調査を行うことを目的に第百十五回国会の平成元年八月七日に設置され、以来三年間にわたり調査を進めてまいりました。

この間、国際情勢は激変著しく、また、環境問題等が新たに国際政治の場に浮上してくるなど、まさに新しい国際秩序が模索される中で調査を進めてまいりましたのであります。

こうした三年間の調査に基づきまして、本調査会は、調査テーマとして決定していました「九〇年代の日本の役割—環境と安全保障のあり方—」に沿って、九の課題と二十の提言から成る最終報告書を取りまとめ、去る五月十八日、これを議長に提出いたしました。

その主な内容は次のとおりであります。まず最初に、「二十一世紀に向かって—我が国が世界に貢献するために—」と題する総論部分では、今日、人類の生存にとって重大な問題となっている環境の保全と安全保障における新しい国際秩序の構築は、いずれも普遍的かつ恒久的な平和の基礎であるとの認識に立ち、我が国が世界に貢献するに当たっては、国益に基づくだけでなく、地球益の立場に立ちつつ、自然との関係においても、人間社会におきましても、「共生と循環」をわきまえて行動することを基本とすべきであるとの考えを示しました。

次に、「環境安全保障を旨として」と題して、現在の地球環境破壊の危機的状況に対処するためには、近代工業文明を見直し、新たな経済・社会システムを構築する必要があるとの立場から、「新しい環境保全型文明」、「国際貢献の体制整備」、「森林の再生」、「食の安全確保」、「環境ODAと技術移転」、「科学研究と技術開発」という六つの

課題を掲げ、さらに、これらにつきまして、

共生と循環に立脚した新たな環境保全型文明を提唱すること

GNPにかえて、環境に留意した新たな国民経済計算方式を開発すること

環境行政の強化拡充のため、環境庁を環境省とするなど現行体制の見直しを行うこと

森林の再生のため地球的規模の大造林計画を実施すること

穀物生産見通しの調査研究と飢饉対策の基本戦略を樹立するとともに、食の安全基準について我が国の考え方を早急に取りまとめること

などを提言いたしました。

最後に、「新しい時代の平和秩序を求めて」と題して、ポスト冷戦時代における我が国の貢献につきまして、「積極的平和の秩序づくり」、「アジア・太平洋の平和・軍縮」、「国連の強化」という三つの課題を掲げ、さらに、これらにつきまして、

国際社会のさまざまな行為主体間のネットワークをつくることと、文化交流を活性化すること

アジア・太平洋地域における信頼醸成の構築のため、平和会議を設立するほか、議員フォーラムを開催すること

国連機構の見直しと整理統合を進め、国連の紛争処理機能を未然防止的なものに変えることと

軍縮を推進し、その財源等により地球環境の保全、難民救済等の平和構築努力を支える平和保障基金を国連に創設すること

などを提言いたしました。

以上が本報告書の主な内容であります。政府並

びに関係各方面におかれては、本報告書を十分検討の上、今後の施策に反映されるよう強く要望するものであります。

なお、三年間にわたる本調査会の活動を終わるに当たりまして、参考人の皆様方を初め関係各位に心から感謝を申し上げまして、御報告を終わります。(拍手)

○議長(長田裕二君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会

出席者は左のとおり。

議長 長田 裕二君
副議長 小山 一平君

議員 常松 克安君 寺崎 昭久君
針生 雄吉君 足立 良平君
真島 一男君 木庭健太郎君
猪熊 重二君 西川 潔君
猪木 寛至君 久世 公麿君
中川 嘉美君 及川 順郎君
下村 泰君 勝木 健司君
木宮 和彦君 守住 有信君
鶴岡 洋君 刈田 貞子君
喜屋武眞榮君 中野 鉄造君
太田 淳夫君 和田 教美君
広中和歌子君 井上 計君
山田 勇君 板垣 正君
黒柳 明君 高桑 栄松君
中西 珠子君 田淵 哲也君
田中 正巳君 加藤 武徳君

土屋 義彦君 狩野 安君
関根 則之君 重富吉之助君
大島 慶久君 山口 光二君
星野 朋市君 野村 五男君
成瀬 守重君 前島英三郎君
下稻葉耕吉君 田辺 哲夫君
高橋 清孝君 中曾根弘文君
永田 良雄君 石井 道子君
山岡 賢次君 竹山 裕君
岡野 裕君 大浜 方栄君
斎藤 文夫君 野沢 三三君
大木 浩君 岡部 三郎君
梶原 清君 関口 恵造君
石井 一二君 柳川 覺治君
下条進一郎君 佐々木 満君
仲川 幸男君 山本 富雄君
井上 孝君 服部 安司君
鈴木 省吾君 林田悠紀夫君
遠藤 要君 大島 友治君
阿田 広君 北 修二君
斎藤 十朗君 宮崎 秀樹君
平野 清君 清水嘉子君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
田村 秀昭君 鎌田 要人君
木暮 山人君 永野 茂門君
鹿熊 安正君 井上 章平君
松浦 孝治君 合馬 敬君
石川 弘君 片山虎之助君
尾辻 秀久君 西田 吉宏君
石渡 清元君 藤田 雄山君
藤田 雄山君 石原健太郎君
向山 一人君 倉田 寛之君

吉川 芳男君 上杉 光弘君
田沢 智治君 福田 安一君
松浦 功君 森山 眞弓君
村上 正邦君 藤井 孝男君
沢田 一精君 山東 昭子君
斎藤栄三郎君 野末 陳平君
大鷹 淑子君 原文兵衛君
初村滝一郎君 中西 一郎君
中村 太郎君 後藤 正夫君
伊江 朝雄君 岩崎 純三君
三重野栄子君 喜岡 淳君
西野 康雄君 配 正敏君
村田 誠雄君 紀平 梯子君
種田 誠君 岩本 久人君
肥田美代子君 北村 哲男君
前畑 幸子君 吉田 達男君
櫻井 規順君 西岡瑠璃子君
三上 隆雄君 小林 正君
深田 肇君 國弘 正雄君
谷本 魏君 会田 長栄君
清水 澄子君 三石 久江君
野別 隆俊君 竹村 泰子君
一井 淳治君 田淵 勲二君
山口 哲夫君 鈴木 和美君
松前 達郎君 小川 仁一君
稻村 稔夫君 小川 篤君
村沢 牧君 久保 亘君
粕谷 照美君 赤桐 操君
対馬 孝且君 浜本 万三君
大森 昭君 菅野 久光君
佐藤 三吾君 篠崎 年子君
谷畑 孝君 山田 健一君

平成四年五月二十日 参議院會議録第十六号 議長の報告事項

議員派遣中の議員		議長の報告事項		一通信委員		国際平和協力等に関する特別委員会	
萩野 浩基君	高井 和伸君	一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。		井上 孝君	補欠	理事 矢田部 理君 (角田義一君の補欠)	
高崎 裕子君	角田 義一君	外務委員		谷川 寛三君	尾辻 秀久君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方 行政委員会に付託した。	
乾 晴美君	栗森 喬君	大蔵委員	中村 鋭一君	高井 和伸君	中村 鋭一君	地方交付税法等の一部を改正する法律案 (閣法 第二五号)	
林 紀子君	吉川 春子君	文教科員	大島 慶久君	田代由紀男君	補欠	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認 することを議決した旨衆議院に通知した。	
堀 利和君	堂本 暁子君	厚生委員	肥田美代子君	日下部橋代子君	補欠	所得に対する租税及びある種の他の租税に關す る二重課税の回避及び脱税の防止のための日本 国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結 について承認を求めるの件	
森 暢子君	磯村 修君	農林水産委員	尾辻 秀久君	谷川 寛三君	川原新次郎君	所得に対する租税に關する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国とノールウェー王国 との間の条約の締結について承認を求めるの件	
近藤 忠孝君	諫山 博君	商工委員	田代由紀男君	大島 慶久君	清水 澄子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	
菅野 善君	大淵 絹子君	辞任	高井 和伸君	補欠	成瀬 守重君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決 した旨衆議院に通知した。	
湖上 貞雄君	池田 治君	辞任	補欠	補欠	肥田美代子君	労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部 を改正する法律案	
井上 哲夫君	神谷信之助君	辞任	補欠	補欠	川原新次郎君	船員法の一部を改正する法律案	
香取タケ子君	細谷 昭雄君	辞任	補欠	補欠	清水 澄子君	農業協同組合法の一部を改正する法律案	
梶原 敬義君	久保田真田君	辞任	補欠	補欠	成瀬 守重君	農業協同組合併助成法の一部を改正する法律 案	
上野 雄文君	古川太三郎君	辞任	補欠	補欠	肥田美代子君	郵便貯金法の一部を改正する法律案	
山中 郁子君	橋本 敦君	辞任	補欠	補欠	川原新次郎君	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	
矢田部 理君	福岡 知之君	辞任	補欠	補欠	清水 澄子君	同日調査会長から次の報告書が提出された。	
野田 哲君	中村 鋭一君	辞任	補欠	補欠	成瀬 守重君	外交・総合安全保障に関する調査報告書	
征野 貞子君	吉岡 吉典君	辞任	補欠	補欠	肥田美代子君		
市川 正一君	田 英夫君	辞任	補欠	補欠	川原新次郎君		
糸久八重子君	瀬谷 英行君	辞任	補欠	補欠	清水 澄子君		
山田耕三郎君	立木 洋君	辞任	補欠	補欠	成瀬 守重君		
小笠原貞子君	上田耕一郎君	辞任	補欠	補欠	肥田美代子君		
内閣総理大臣		農林水産委員		辞任			
法務大臣		農林水産委員		辞任			
厚生大臣		農林水産委員		辞任			
郵政大臣		農林水産委員		辞任			
労働大臣		農林水産委員		辞任			
政府委員		農林水産委員		辞任			
厚生大臣官房審 議官		農林水産委員		辞任			
厚生省健康政策 局長		農林水産委員		辞任			
山口 剛彦君		農林水産委員		辞任			
古市 圭治君		農林水産委員		辞任			

同日議員から次の質問主意書が提出された。

行政不服審査法等による記録の「閲覧」に関する質問主意書(諫山博君提出)

北洋漁業の存続と関連産業の救済対策促進等に関する質問主意書(小笠原貞子君外一名提出)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本

国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

労働安全衛生法及び労働災害防止団体の一部を改正する法律

船員法の一部を改正する法律

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律

簡易生命保険法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

外務省中南米局長 浦辺 彬 (解職) 平四・五・七

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省情報調査局長鈴木勝也君の第百二十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

外務省中南米局長 寺田 輝介君

外務省情報調査 局長事務代理 七尾 清彦君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中南米局長寺田輝介君外一名(同日議長承認)を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 辞任 補欠

外務委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

文教委員 辞任 補欠

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

外務省中南米局長 寺田 輝介君

外務省情報調査 局長事務代理 七尾 清彦君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中南米局長寺田輝介君外一名(同日議長承認)を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 辞任 補欠

外務委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

文教委員 辞任 補欠

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

外務省中南米局長 寺田 輝介君

外務省情報調査 局長事務代理 七尾 清彦君

厚生委員

辞任 大島 慶久君

谷川 寛三君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

農林水産委員 辞任 肥田美代子君

平井 卓志君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

商工委員 辞任 吉田 達男君

運輸委員 辞任 淵上 貞雄君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

通信委員 辞任 陣内 孝雄君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

労働委員 辞任 青木 幹雄君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

予算委員 辞任 肥田美代子君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

決算委員

辞任 野村 五男君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること

を承認した。

外国人登録法の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(閣法第三十三号)審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案(閣法第八二号)審査報告書

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成三年度観光の状況に関する年次報告及び平成四年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

調査報告書

外交・総合安全保障に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成四年五月十八日

外交・総合安全保障
に関する調査会長 中西 一郎

参議院議長 長田 裕二殿

外交・総合安全保障に関する調査報告

本調査会は、三年間を目的として、外交・総合安全保障に関して長期的かつ総合的な調査を行うことを目的に、第百十五回国会の平成元年八月七日に設置された。

第一年度の調査は、まず、第百十六回国会においては、平成元年十月三十一日に、第百十五回国会閉会後の平成元年九月六日から十六日まで、外交・防衛・軍縮・経済協力問題等について調査す

るため、ソ連、スウェーデン及び西ドイツに派遣された議員団からの報告を聴取し、懇談形式により派遣議員と意見交換を行い、十一月二十九日には「最近の国際情勢」について、十二月十三日には「地球環境問題」について、それぞれ政府から説明を聴取し、質疑を行った。次いで、第百十八回国会においては、平成二年四月十一日に「地球環境問題」について参考人から意見を聴取し、質疑を行い、四月十三日には「ソ連・東欧の情勢変化とアジアの政治情勢及び安全保障」及び「日米経済摩擦と今後の両国関係」について、それぞれ政府から説明を聴取し、質疑を行い、四月十八日には「ソ連・東欧の情勢変化とアジアの政治情勢及び安全保障」について、四月二十日には「日米経済摩擦と今後の両国関係」について、それぞれ参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その後、六月二十二日に第一年度の調査を取りまとめ、同日、これを報告書(中間報告)として議長に提出した。

第二年度の調査は、まず、第百二十回国会においては、平成三年二月五日から七日まで地球環境問題、難民問題、自衛隊の現状等に関する実情調査のため、長崎県及び兵庫県に委員派遣を行い、次いで、二月十八日には「九〇年代の日本の役割—環境と安全保障のあり方—」を今後の調査テーマとすることを決定し、同日、これについて国務大臣の出席を求めて質疑を行い、四月十二日には「安全保障のあり方」について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その後、五月八日に第二年度の調査を取りまとめ、同日、これを報告書(中間報告)として議長に提出した。

第三年度の調査は、まず、第百二十一回国会においては、平成三年九月六日に「地球環境問題の現状と課題」について政府から説明を聴取し、質疑を行い、九月二十日には「地球環境問題」について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。次いで、第百二十二回国会においては、平成三年十一月二十一日に「安全保障のあり方」について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。さらに、第百二十三回国会においては、まず、平成四年二月四日に「九〇年代の日本の役割—環境と安全保障のあり方—」について参考人から意見を聴取し、質疑を行い、次いで、二月六日及び七日の両日、地球環境問題等に関する実情調査のため、岡山県及び大阪府に委員派遣を行い、さらに、二月二十七日には「安全保障のあり方」について政府から説明を聴取し、質疑を行った。

また、平成四年四月二十七日に、三年間の調査を踏まえ、「九〇年代の日本の役割—環境と安全保障のあり方—」について、各会派が包括的な意見表明を行い、懇談形式により委員が補足的な意見表明を行った。その後、五月十八日にこれらに基づき「課題と提言」を次のとおり取りまとめた。

九〇年代の日本の役割
——環境と安全保障のあり方——
目次
二十一世紀に向かって——我が国が世界に貢献するために——
環境安全保障を目指して
課題1 新しい環境保全型文明
提言1 共生と循環の環境保全型文明の提唱
提言2 環境に留意した国民経済計算方式の開発
課題2 国際貢献の体制整備

提言1 地球環境行政の強化・拡充と体制の見直し

提言2 地球環境NGOの活性化と環境教育の推進

課題3 森林の再生
提言1 地球規模の大造林計画の実施
提言2 熱帯材の秩序ある輸入、針葉樹への原料転換

課題4 食の安全確保
提言1 穀物生産見通しの調査・研究と飢餓対策

提言2 食の安全基準の策定

課題5 環境ODA・技術移転
提言1 適正技術に配慮した内発性重視の環境ODA

提言2 海外企業活動における環境配慮

課題6 科学研究・技術開発
提言1 総合的な地球環境研究体制の整備

提言2 リサイクル可能な適正技術の開発

課題7 積極的平和の秩序づくり
提言1 相互依存の促進と国際社会の緊密化・組織化

提言2 国際社会のネットワーク化と文化交流の活発化

課題8 アジア・太平洋の平和・軍縮
提言1 信頼醸成の構築とアジア・太平洋平和会議の設立

提言2 アジア・太平洋議員フォーラムの開催

提言3 経済・技術協力と我が国の市場開放

課題9 国連の強化

課題9 国連の強化

提言1 国連機構の見直しと整理・統合

提言2 紛争の未然防止・軍事活動モニター制度の創設

提言3 軍縮財源等による平和保障基金の創設

〔参考〕 地球規模での森林率復元のための行動計画(案)

二十一世紀に向かって

我が国が本調査会で用いる外交・総合安全保障とは、外部からの軍事的脅威だけでなく、広く非軍事的な脅威に対しても、国家、国民さらには広く人類の安全保障を確保することを含めるものである。全人類はこれまで、核の戦争が避けられるか否かの逼迫した脅威にさらされてきた。その脅威は現在、二大超大国対峙の終えんによって低減しつつあるという見方もあるが、なお数多く残されている核の現状からいって楽観できない。

それに加えて今日、地球規模の環境破壊が人類に対する新たな脅威として浮かび上がってきた。オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨、熱帯林の減少などの地球環境問題が表面化し、人類の生存基盤にかかわる重大問題となってきた。このことは、環境安全保障という言葉で人々の脳裏に定着しつつある。しかも、環境破壊が人類に対する脅威となっていてだけでなく、人類が自然を脅かしているという問題把握となってきた。我々は、このことから人々の意識に転換が起ころいつあるのではないかと感じさせられる。

こうした認識に立って、本調査会は、「九〇年代の日本の役割―環境と安全保障のあり方―」を調査テーマとして設定し、調査を進め、我々は何

を考え、何をなすべきかを問題にしてきた。

二大超大国対峙の終えんによって冷戦が終わったといっても、依然として国際社会には不安定要因が存在している。平和で安定した新しい国際秩序をどのように構築すべきか、アジア・太平洋地域の安全保障の秩序をどう考えていったらよいのか、新しい時代の国連はどうあるべきか、など考へるべき問題は多い。また、地球環境の保全、エコロジーの回復のために何をなすべきかについての国際的な合意形成が始まろうとしている。我々は、地球環境の保全と安全保障における新しい国際秩序の構築のいずれもが、普遍的かつ恒久的平和の基礎であると認識するに至った。

こうした問題意識をもって、本調査会は、参考人を招いて意見を聴取し、質疑を行い、委員相互による意見交換などを行った。調査内容は多方面に及び、議論が深まったものもあれば、意見の一致を見ないものもあった。

こうした調査に基づいて、現時点までの議論を集約し、以下に九の課題について、本調査会の認識と行政各部を含め各方面の検討に期待する事項を二十の提言としてまとめた。もちろん、時間と能力に制約があるため、問題のすべての分野を網羅することはできなかった。

調査を通じて、我々は、我が国が世界に貢献するためには、国益に基づくだけでなく、地球益の立場に立ちつつ、自然との関係においても、人間社会においても、「共生と循環」をわきまえて行動することを基本とすべきであると考へた。

環境安全保障を目指して

最近、人類の共通の課題として、地球環境問題が国際政治の表舞台に急速に浮かび上がってきた。

た。すなわち、人間の活動はかつてないほどの規模と速度で、自然資源及び生態系を破壊している。オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、海洋汚染、熱帯林の破壊、開発途上国の公害、砂漠化等の地球環境破壊の現状が明らかになるにつれ、その破壊の深刻さとその程度が拡大しつつあることが、世界の人々に大きな衝撃を与えた。

こうした脅威は、自然と人間の間に、さらに人間相互の間に保たれねばならない「共生」の無視と、「循環」の阻害に根本的原因がある。我々は、調査を通じて、自然界においても、人間社会においても、すべてが共に生かされながら生き(共生)、すべてがつながりながら動いている(循環)という事実に着目し、我々が到達してきたいわゆる近代文明は、この共生と循環という理念の下での再構築を迫られているのではないかと考へるに至った。

この脅威はまた、その影響が地球全体に及び一国では解決が困難なこと、地域的に発生する現象であっても、地球的に同時・多発する性質を有していること、環境破壊のツケは地球上のどこにも持つていくことができないこと、急激な変化で破壊された環境を元の状態に戻すことはできない、すなわち不可逆的であること等の特色を有している。

我々がここで、地球環境を考へるに当たっては、環境的な持続可能性と同時に、社会的な持続可能性に注目する必要がある。生態系との関係で持続可能な工業化であっても、国際社会の中で南北間の貧富の格差が拡大するようでは持続可能とはいえない。また、人口問題が抱える事態の深刻さはいままでのなく、今日の政治と経済の仕組みが第三世界の貧困化、窮乏化を促進し、その結果

が環境にも及んでいる一方で、物財的には豊富になった国であっても、環境汚染によって結局は貧困化している側面があることを忘れてはならない。

さらに、地球環境問題は、その本質において現在の社会・経済システムを形成してきたこれまでの文明のあり方を問い直し、人間と自然の新たな関係を構築する新しい文明を構築することが求められているのではないか。

〔課題1 新しい環境保全型文明〕

経済大国となった我が国については、その面だけが強調され、世界からは何の国家理想も持たない国であると見られているとの指摘がある。我々は、地球環境問題こそ我が国が取り組むに最もふさわしい分野であると思ひ、そのための指針を世界に提示し、これをアピールしていいのではないか。

我々は、人類の追求すべき新しい指針として「環境保全型文明」を考へた。それは自然の復元力を超える破壊はしないという営みをライフスタイル、産業活動の中に打ち立てようとするものである。もちろん、こうした考へ方は、政治、経済、社会などの各分野での調整を必要とし、ライフスタイルと産業のあり方を変えていく必要があることにつながる。

提言1 共生と循環の環境保全型文明の提唱

我々の経済生活は自然に依存しているとの認識を持ち、共生と循環に立脚した環境保全型文明を、我が国の地球環境問題に関するキーワードとして、世界に明確にアピールすること。また、生態系の持続可能性を確保するために、環境倫理の確立とその定着に努

め、ライフスタイルの変更に取り組み、リサイクルできないものは作らないなど、共生と循環が可能となる社会を目指すこと。

提言2 環境に留意した国民経済計算方式の開発

環境と両立可能な経済のあり方を検討するに当たっては、GNPというフローを中心とする既存の国民経済の計算方式に代えて、プラスの物財を資産とし、資産の生産に伴い生ずる環境汚染等のマイナス部分を負債とする複式簿記的経済計算方式を早急に研究・開発すること。

〔課題2 国際貢献の体制整備〕

地球環境問題は、我が国が国際貢献するのにも適切な領域である。しかし、そのための我が国の体制は必ずしも十分であるとはいえない。特に、人、能力、組織などの点で多くの国々に対して見劣りするが実態である。

また、地球環境問題の解決には膨大な資金を必要とし、先進国に期待される負担額は、毎年千二百五十億ドルとも試算され、今後ますます増大することが見込まれる。これに伴って我が国に対する要請も、一層高まってくるものと予想される。さらに、地球環境問題に果たすNGOの役割は大きい。この面でも我が国は諸外国に比べて十分であるとはいえない。地球環境をめぐる調査・研究などについても改善すべき点が多くある。

提言1 地球環境行政の強化・拡充と体制の見直し

地球環境行政の強化・拡充のために、環境庁を環境省とするなど現行体制の見直しを行い、長期的かつ総合的な政策の策定、法の整

備、有能な人材の育成等を推進すること。

提言2 地球環境NGOの活性化と環境教育の推進

NGOについては、外国の事例の把握・公表に努め、NGOの活性化を図るため、各般の努力を行うこと。また、学校教育に実践的な環境教育を取り入れ、地球環境問題にかかわるボランティア活動を大学教育における修得単位として認めること。

〔課題3 森林の再生〕

古代の四大文明発生の地であるメソポタミア地方、エジプト地方、インダス川流域、黄河流域にはかつて大森林があり、それによって文明が興り、森が破壊されてそれらの文明が滅んでいったという話は余り知られていない。

我々は、地球環境問題に占める森林の大切さを再認識するとともに、世界の陸地を覆う森林の割合(森林率)を適正水準まで回復するため、地球的規模での森林の再生を、最大の木材輸入国である我が国の具体的貢献の課題として掲げていいていいか。

提言1 地球規模の大造林計画の実施

我が国は、地球の森林率復元の目標を掲げ、森林再生のために、地球規模の大造林計画を策定するよう国連に働きかけること。この場合、特に、植林後成本になるまでの保育とその後の森林管理に細心の配慮をすること。(本報告の末尾に本調査会が作成した行動計画案を付記する。)

提言2 熱帯材の秩序ある輸入、針葉樹への原料転換

世界一の熱帯木材消費国である我が国は、

率先して熱帯材の秩序ある輸入、適切な消費を図り、熱帯材から針葉樹への原料転換を促進するとともに、国や地方自治体の建築物及び公共事業における熱帯材の効率的利用の促進について、行政各部及び地方自治体において適切な措置を講ずること。

〔課題4 食の安全確保〕

我が国でも、かねてから一部において消費者と生産者が一体となった有機農業、自然農法等への取組が見られ、また、近年、環境保全型農業への関心が高まり、その重要性の認識が次第に広がっているが、必ずしも十分に対応しているとはいえないのが現状である。しかも、我が国の多くの人は、「食の確保の諸問題について、その量と質の両面にわたってほとんど無関心の状態にある。

我々は、本調査会の調査を進めるなかで、人口爆発、砂漠化等に伴う一人当たり耕地面積の減少、化学物質多投による土壌と水の汚染による環境破壊・人体への影響、地力の低下、農業用灌漑用水の確保難、気候変動の影響等によって、そう遠くない将来には深刻な食の危機に直面するのではないかとこの危機を抱くに至り、我々の生存の基盤である食の量と質の両面における安全が脅かされるおそれのあることを重大視した。

提言1 穀物生産見通しの調査・研究と飢饉対策

飢饉に悩む途上国を含め、各地域の人々に対する食の確保を念頭に置き、穀物自給度が極度に低い我が国は、世界人口一人当たり穀物生産の中・長期的見通しについて率先して調査・研究を行い、これを内外に公表し、ま

た、国連に対し、地球上の膨大な飢饉人口をなくするため、南北間の食の適正配分をも念頭におきつつ、それぞれの地域での食の確保についての基本戦略の樹立を強く要望すること。

提言2 食の安全基準の策定

食の安全基準について、我が国としての考え方を早急にまとめ、二国間または多数国間での合意が人類の健康を阻害することのないよう配慮すること。

〔課題5 環境ODA・技術移転〕

我が国の援助に対しては、環境面への配慮が足りないとの批判がある。そしてまた、我が国の企業活動あるいはODAのプロジェクトは、相手国の環境を破壊し、悪影響を及ぼしながら、追加的なODAによってそうした環境破壊を回復しようとする対応であるといった非難も聞かれる。本院は、こうした問題への対応を含めて、既に「国際開発協力に関する決議」を行っているところである。

一方、環境的に健全な技術の移転については、開発途上国から特惠的・非商業的な移転の要請が強いが、こうした技術はその水準が高度で、かつ高価であることが移転の大きな障害となっている。しかし、我が国がこれまで培ってきた各種の公害防止技術や貴重な経験は、いわば環境破壊の脅威に直面した人類の財産ともいえるものである。

提言1 適正技術に配慮した内発性重視の環境ODA

ODAの実施に当たっては、「国際開発協力に関する決議」の意を体し、引き続き最善

の努力を払うとともに、特に、環境面については、現地の実情にふさわしい適正技術に配慮した内発性をより重視する原則に立つこと。その際、相手国の学者、専門家、第三国の専門家等を積極的に活用し、また、世界のNGOや我が国の青年海外協力隊などの活動を踏まえ、現地に根づいていく援助となるように配慮すること。

提言2 海外企業活動における環境配慮

海外における企業活動に際して、相手国に環境基準がないような場合には、我が国国内にある基準を適用するようにすること。また、こうした分野での国際的な環境基準のルールを作成すること。

【課題6 科学研究・技術開発】

現在、温暖化問題に関する研究は、米国で七〇パーセントが行われているといわれ、また、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)のレポートに引用された千二百編のレポートのうち、我が国のレポート数は八編にすぎない。このことに示されるように、我が国の科学的知見における国際貢献は非常に貧しい。また、我が国の地球環境に関する研究費は、米国の十分の一と推定され、その研究基盤は弱く、研究施設、情報の収集面でもリーダーシップをとれる状況にはない。

地球環境の問題は、開発途上国のデータがなければその解決はおろか環境破壊の実態すら掌握することができない。

また、今日、技術は人類の経済活動を拡大する一方で、地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。これまで環境関連技術の開発、普及に努めてきた我が国は、その技術の内容について再検討

を行い、技術と人間・自然との調和を可能とする技術のあり方を追求することが必要である。

提言1 総合的な地球環境研究体制の整備

地球環境問題の研究に当たっては、国際的にも国内的にも、科学的知見を充実させ、そのために必要な資金を十分に確保し、また、社会科学、生物学、物理学、地質学等のあらゆる分野の知識を集約し、システムの組み上げていく総合的な研究体制を整備するように努めること。

提言2 リサイクル可能な適正技術の開発

技術開発に当たっては、地域レベルの環境安全保障に役立つリサイクル可能な適正技術に重点をおいて開発すること。また、開発されるべき技術は、生産により発生する「排造物」を処理し、自然に還元し得るような、循環可能なものの開発を目指すこと。

新しい時代の平和秩序を求めて

一九八〇年代後半から続いていた国際社会の激変は、ソ連邦の消滅によって東西の対立構造を基本的に変化させ、新しい歴史への胎動を予感させる。しかし、地域紛争、民族紛争等の新たな不安定要因も発生している。

我々は、そうした動きを鋭く感じ取り、それがいい方向に向かっているのか、それとも非常な動乱の時期に向かいつつあるのかを判断しなければならぬ。混沌と秩序のはざまにある今日、我々は、カオスへの逆流を押しとどめ、希望に満ちた新世紀を開くという責任を持っている。

これらについて世界のコンセンサスを形成し、多国間の政策協調を推進することが肝要である。そのためには我が国の国際社会への貢献が大いに

期待されている。我々は、将来の平和の枠組みをどのようなものとして構想できるのか。我が国が果たすべき役割はグローバルなものでなければならぬが、特にその位置するアジア・太平洋地域ではどのような責任を果たしていくべきなのか。そしてポスト冷戦時代に、ますますその機能の発揮が期待されている国連について、我が国はどのような貢献をし、いかなる提案をしていくべきなのか。

【課題7 積極的平和の秩序づくり】

いわゆる冷戦は、第二次大戦後の長い間、米ソ二極の軍事バランスが維持されることによって作り出された。この枠組みが崩壊した今日の事態は、新しい国際社会の変化の始まりというべきであらう。

もちろん、国際社会に不安定要因はなお多くあるが、伝統的な国家概念を超え、自由、民主主義、人権といった共通の価値を基盤とする欧州連合の形成への動き、世界全体としては軍拡の時代から軍縮への努力の時代に入ったといわれる軍事的安全保障の新しい方向、世界における政治、経済、環境などの分野における相互依存の深まりなどを考えると、新しい国際システムはどうなるのか。

我々はこの視点として、欧州統合、EC統合の試みに見られるように、「主権の共有」状態をあげ、これは国家をなくすことではない。国家の機能、あるいは国家のつきあい方を変えていくというものである。国家のさまざまな特殊性、文化、個性を維持しながら、国家の枠を超えた安全保障、政治、経済面などのより緊密な相互依存の仕組みを作っていくという、現実的な調整のメカ

ニズムであり、その底流には共生と循環の原理がある。各国の経済、通商、金融政策を調整する仕組みを作るだけでも、国家間の敵対や孤立、軍事的手段を行使する条件や状態が低くなることは明らかである。そうした主権の共有が、多層的なレベルで実行される時、新しい秩序が形成されていく。それはかつてのようないわば消極的平和ではなく、戦争を必要としない状態、つまり安全保障、環境、人権等をも含めたより広い意味での「積極的平和」であり、我々はこの積極的平和を受け身ではなく、能動的に作り出していくことが求められている。

提言1 相互依存の促進と国際社会の緊密化・組織化

諸国家間の相互依存関係をさらに促進し、諸国家間の物、金、人、情報、テクノロジーなどの相互交流の波を断ち切ることは大きなリスクを冒すことになることが実感されるほどに、国際社会を緊密化、組織化するよう努めること。

提言2 国際社会のネットワーク化と文化交流の活発化

我が国憲法の崇高な平和の理念を掲げつつ、共生と循環という立場に立ち、国際社会のさまざまな行為主体間のネットワーク作りを進めること。その一環として、各国、各民族が持つ歴史、伝統、芸術、文化を学び、相互理解を深めるために、率先して大規模な各般の文化交流のための諸施策を早急に講じ、国連の場でもその種活動を活発にするよう訴えること。

「課題8 アジア・太平洋の平和・軍縮」

これからのアジア・太平洋地域の平和の枠組みをどのように構想し、どのように構築していくからよいかについては、かなり複雑な分析と対応が求められている。現在のアジア・太平洋地域の状況は、緊張緩和、あるいは安定的な平和の枠組み構築への過渡期にある。

こうした認識のなかで、我が国の安全保障体制に対する評価はさまざまである。まず、日米安保体制の今日的意義については、①我が国の平和と繁栄のため日米安保条約に基づく米国の抑止力が必要である、②条約は日米同盟関係の中核であり、広範な日米協力関係は世界の平和と安定に役立っている、③アジア・太平洋地域における米国の存在はこの地域に安定的基盤を与えている、④日米安保体制は、軍事大国にならないという我が国の基本的立場に信頼性を与え、近隣諸国との安定的発展の重要な基盤となっている、といった説明がなされている。

また、こうした認識の延長上に、①極東地域における旧ソ連軍の軍勢力は、量的に十分強化された戦力が蓄積された状況にあり、潜在的な不安定要因である、②日米安保体制の枠を無視して、我が国が防衛力を過度に減少したり増強したりすれば、米、ロ、ソ、ア、諸国から警戒と非難の声が上がる、との考え方が示されるとともに、軍事面の本質的問題については、十分に検討されていないとの指摘があった。

これに対して、①軍勢力が極めて限定的な意味しか持ち得ない時代になっている、②ソ連の脅威が消滅したのに軍拡を続け、虚構の敵の脅威を前提にした日米安保体制を続けるのは時代遅れであ

る、③米国の安全保障戦略の変更は、日米安保体制を変質させ、その役割と機能を強化することになる、④日米安保条約の軍事的側面を軽くし、政治・経済面を重視するいわば経済安保に変質させるべきである、といった意見もある。さらに、「米ロ中四カ国安全保障体制」といった構想を、保守・革新の壁を超えて出していくのがポスト冷戦時代の課題である、といった考え方も示されている。これら多様な意見を収れんさせていくには、なお時間をかけて国民レベルをも含めた議論を深めていかなければならない。

アジア・太平洋地域の軍備管理・軍縮についても、一方には、①この地域の情勢は複雑で、直ちに軍縮・信頼醸成措置のフォーラムができる状況にはなく、まず当面している政治的な懸案の処理が最大の前提である、②ヨーロッパのCSCE(欧州安全保障協力会議)型安全保障の枠組みをアジアに作るのは困難であり、まず地域の安全保障の環境を改善するため、関係国間の政治的信頼関係を強め、相互理解を深めていくことが必要である、といった考え方がある。

他方では、①アジア版CSCE、すなわちCSCE(A)アジア安全保障協力会議の構築に向けての交渉時期にきている、②CSCEは十年の対話の積み上げの結果であり、これをアジアで一挙に作るのは困難だが、北東アジア、東南アジアなどの地域フォーラムをまず形成していったらどうか、③最終的にはCSCEAのようなものを作るにしても、まず制度や組織を構築するよりプロセスを考え、二国間・多国間の国防相会議、情報交換、環境問題等テーマ別の地域的プロセスを始めるのが望ましいといった考え方もある。

このほかにも、冷戦時代に米国と各国の間に構築された二国間防衛条約は、この地域の安全保障のシステムとして定着しており、これを変えることは地域全体として不可能であるが、この上に政治・経済を含む幅広い協力関係を構築することは可能である、とする見方もある。

ところで、アジア・太平洋地域は、最近、著しい経済成長を遂げてきた。その中で我が国は、生産のための金と物を提供する役割を果たした。ところが、一九八〇年代後半の高度経済成長のメカニズムは九〇年前半で終了したといわれ、今までは違った経済局面に入ったとされる。アジア・太平洋地域の経済発展は、この地域の平和と安定の基盤を整えるものであったが、その経済の変化に応じて、これからの我が国は金と物だけでなく、技術や市場も提供し、透明度の高い、より開かれたアジア・太平洋地域協力の拡大を図っていくこととなる。こうして期待される経済発展は、この地域の安全保障システムにとっても好ましい影響を及ぼすことになる。そうした意味でアジア・太平洋経済協力(APEC)関係会議などは、アジア版CSCEの第一歩となり得るものかもしれない。

提言1 信頼醸成の構築とアジア・太平洋平和会議の設立

アジア・太平洋地域における安全保障、緊張緩和を促すため、当事者間の対話を促進し、さらに地域全体の信頼醸成措置(CBM)を構築することを目指してアジア・太平洋平和会議(仮称)の設立を提案すること。また、我が国一国による国際貢献を指向するだけでなく、アジア・太平洋地域諸国と等しく協力

しあう体制の構築に努めるほか、草の根レベルの相互信頼感を確立するより具体的な措置を講ずること。

提言2 アジア・太平洋議員フォーラムの開催
アジア・太平洋地域の議員交流を活発にするとともに、この地域の平和、軍縮等の広範な問題について議員間の対話を進めるため、アジア・太平洋議員フォーラム(仮称)を定期的に開催すること。

提言3 経済・技術協力と我が国の市場開放
アジア・太平洋地域における開発途上国の環境的、社会的に持続可能な経済発展と格差是正のために、積極的に経済・技術協力を行うとともに、我が国の市場を積極的に開放すること。

「課題9 国連の強化」

国連は、国際の平和と安全の維持を任務としながら、これまで長い間、冷戦構造の下でその機能を十分に発揮することができなかった。しかし、東西の緊張緩和、冷戦の終えんに至る急激な国際社会の変化によって、創設以来初めてその機能を果たし得る条件が整ってきたとされ、国連に対する期待が高まってきている。加えて、近年、深刻化しつつある環境問題、人口問題などの地球規模の取組を必要とする問題に対しても、国連の果たす役割に期待が寄せられている。

しかし、現在、国連は、安全保障理事会の拒否権制度などに関する問題に加えて、機構の肥大化、それに伴う非効率化、危機的な財政状況といったさまざまな問題を抱えており、今のままの状況では地球環境問題などの深刻かつ急を要する問題に十分対処していくことができないのではな

いかともいわれている。そのため、重要問題ごとに安全保障理事会的な機能を持った複数の理事会を設置することなどによって国連を抜本的に改造し、ポスト冷戦時代にふさわしい第三世代の国際機構へと完全に脱皮すべきであるとの意見も聞かれる。

また、それには至らないまでも、当面、時代の要請にあわせて国連を改革し、機能面で強化・活性化すべきであるとの考えがある。安全保障理事会の再編、国連による平和醸成・紛争予防機能の強化、軍事活動のモニターシステムや紛争防止制度の創設、平和構築のための平和保障基金設置などの考え方である。このほか、我が国に特にかかわる問題として、旧敵国条項の撤廃問題がある。

さらに、国連の加盟国は、多くの場合、地域グループに分かれて活動し、選挙においても地域グループが母体となり、理事会や委員会の議席は、通常、この地域別に割り振られるが、国連創設時に比べてアジア・アフリカ諸国の加盟国が増加していることを考慮し、地域グループの再編も検討すべき問題である。

提言1 国連機構の見直しと整理・統合

安全保障理事会の構成国、拒否権制度などの見直しなどに当たっては、それによって、加盟国の脱退といった事態などを招かないように合意を形成すること。また、肥大化、非効率化した国連機構の整理・統合を推進するとともに、ほぼ目的が終了した信託統治理事会などは廃止し、焦眉の問題である地球環境問題等に関する理事会などを新設すること。

提言2 紛争の未然防止・軍事活動モニター制度の創設

国連の紛争処理機能を事後処理的なものから未然防止、予防外交的なものに変えるとともに、CSCEの地域的紛争防止センターのような紛争防止のための報告、通報、査察制度や、軍事活動をモニターする制度を国連に創設すること。

提言3 軍縮財源等による平和保障基金の創設

軍縮の推進に一層強力に取り組むよう働きかけ、それによって生み出される資金を活用することを含めて、国連が行う地球環境保全、難民救済等の平和構築努力を支えるための財源とするよう各国に促し、国連に平和保障基金(仮称)を設けるよう提案すること。また、我が国はこれに積極的な資金拠出を行うこと。

このほかにも平和の理念を軍事面で捉えるだけでなく、自然と人間、人間と人間、南と北、男性と女性の関係にも広げて再構築すること、地球環境問題に対処するに当たっては人口問題の解決が極めて重要であること、地球環境問題に関する基本法を立法勧告すること、国際的な環境アセスメント基準を検討すること、世界の一つの地域に一つの森をつくる計画を推進すること、軍事プロジェクトの解体、核兵器の廃絶を明確化すること、武力によらず民族自決権を尊重した紛争の解決を図ること、などについても問題が提起された。

以上が、本調査会の課題と提言である。

〔参考〕 地球規模での森林率復元のための行動計画(案)

〔趣旨〕

現在、世界各地で森林の破壊が急激に進んでいる。

なかでも熱帯林の破壊は深刻で、我が国の国土面積の約半分に相当する約千七百万ヘクタールが毎年失われているとの調査もある。他方で、毎年の造林面積は減少面積の十分の一にも満たない状態であり、このまま推移すれば、今世紀中に重要な熱帯林の大半は消滅するといわれている。

熱帯林を中心とする森林の急激な減少は、地球温暖化や野生生物種・遺伝子資源の減少をもたらすと懸念されている。さらに、砂漠化の進行、薪炭材の不足、下流域での洪水や干ばつをももたらすなど、地域住民の生活に直接の影響を与え、貧困化に拍車をかけることとなる。

森林減少の原因は、寒帯林や温帯林では酸性雨が大きい、熱帯林では商業的な過剰伐採、焼き畑移動耕作、薪の過剰採取、農地などへの転用、過放牧等があげられている。もともと、熱帯林を破壊へと導くこれらの諸要因は、相互に複合的に作用しており、また、地域によってもそれらの間のウエイトが異なる。例えば、商業的伐採が行われた後に焼き畑農民が進入したり、農地の開発が行われて熱帯林が破壊されるといったケースも多い。商業的な過剰伐採以外の原因については、開発途上地域における爆発的な人口増加がその根底にあり、これに起因する貧困が熱帯林の破壊につながり、それがさらに貧困を加速させるという悪循環に陥っている。

このようなことから、我々は、地球環境のためにまず第一に行動を起こすべき分野は、森林の再生であると認識し、地域の人々が森林に圧力かけなくす環境づくりを目指して、地球規模での森林再生のための具体的な行動計画を策定した。

〔目的〕

地球規模での森林率復元のため、造林インストラクターを派遣することにより国際造林運動を展開する。

〔造林目標〕

一九八九年十一月のノルドヴィック宣言における「二十一世紀の初めまでに世界の森林面積の純増を年間千二百万ヘクタールとする」との目標に基づき、我が国の二酸化炭素排出量(世界全量の四・七パーセント)、我が国の国連分担金の比率(二・四五パーセント)などを勘案して、年間百五十万から二百万ヘクタールの森林造成に貢献することを目標とする。

〔国内における実施体制〕

国際造林推進機構を創設し、主に次の業務を行う。

- ① 事業対象地域の選定及び事業実施等にかかわる折衝
- ② 造林の実施にかかわる資金の拠出
- ③ 造林インストラクターの募集、養成、派遣
- ④ 造林に協力する海外派遣員を養成し、二年から三年のサイクルで海外造林地域に派遣する。対象者は日本人に限らない。
- ⑤ 研修施設の設置・運営
- ⑥ 日本人造林インストラクターの帰国後の就職あっせん

〔事業実施対象地域における実施体制〕

造林事業の実施地域の近傍に海外造林実施センターを設置し、造林インストラクターを配置する。外国人インストラクターは主に現地作業員の実践指導に当たり、造林、育林が現地の人々に根づくようにする。

海外造林実施センターは主に次の業務を行う。

① 連絡調整

② 造林計画の策定、育苗、造林事業の実施

③ 森林整備にかかわる啓蒙・普及

〔所要経費の見込額と調達方法〕

我が国が海外で行っている実績を勘案して、一ヘクタール当たりの造林に要する経費を年間十万円とすると、目標である百五十万から二百万ヘクタールの所要経費は、年間千五百億から二千億円が見込まれる。これにさらに養成費、派遣費、滞在費などが加算される。

調達方法としては、①ODA予算への固定枠設定、②事業基金の造成（政府の繰入金、国民からの寄付金をもって造成する）等の方法が考えられる。

平成四年五月二十日 参議院会議録第十六号

三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
大蔵省印刷局	〒一〇五 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
電 話	
03 (3587) 4302	
定 価	
（税別）	本号一部 三円